

第 1 日 9月10日 (火曜日) 本 会 議

第 2 日 9 月 1 1 日 (水曜日) 本 会 議

平成 2 5 年
第 6 回定例会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月10日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○一般質問	11
3 番 内 藤 純 夫 議 員	11
4 番 大 野 伸 恵 議 員	19
○答弁の訂正等	27
1 番 富 田 能 成 議 員	31
8 番 若 林 スミ子 議 員	36
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
・発議第3号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○陳情第4号の上程、説明、討論、採決	43
・陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の 財源確保のための意見書採択」に関する陳情について	
○報告第3号の上程、説明、質疑	44
・報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率について	
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第45号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	
○認定第1号～認定第6号の上程、説明	47
・認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	
・認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	
・認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の	

認定について

- ・ 認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定について

○延 会 59



9月11日(水)	○開 議	63
	○議事日程の報告	63
	○認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決	63
	・ 認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	
	・ 認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	・ 認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	・ 認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	・ 認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	
	・ 認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定について	
	○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
	・ 議案第46号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)	
	○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
	・ 議案第47号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
	・ 議案第48号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
	・ 議案第49号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予	

算（第1号）

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	85
・議案第50号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	86
・議案第51号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）	
○議案第52号の上程、説明、質疑、採決……………	88
・議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	88
・議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結について	
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	89
・発議第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について	
○閉会中の継続審査の申し出……………	91
○閉 会……………	92

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第59号

平成25年第6回横瀬町議会定例会を、平成25年9月10日横瀬町役場に招集する。

平成25年9月3日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成25年第6回横瀬町議会定例会 第1日

平成25年9月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 富 田 能 成 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1、発議第 3号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、陳情第 4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」
に関する陳情についての上程、説明、討論、採決

1、報告第 3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第45号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定についての上程、説明

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成25年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は、全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

このところ、朝夕は大分涼しさも感じられる季節となつてまいりました。

さて、9月8日早朝、2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市が東京に決定するという、日本にとって実にうれしいニュースが飛び込んできました。

前回1964年の東京オリンピック開催は、戦後の復興に活力を与え、その後の高度成長につながりました。今回の開催決定もアベノミクス効果によってデフレ脱却の糸口が見え始めてきた中、日本経済の回復と震災復興の起爆剤となり、日本国民に元気をもたらすものと期待しております。

今日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

まず、西武鉄道の利用促進対策についてでございますが、県と1市4町、それと関係団体により、今年5月に発足した西武秩父線利用促進協議会におきましては、既に一部事業を開始したところであります。

また、当町におきましても若手職員で構成する行政経営戦略会議で検討し、提案のあった町独自の利用促進事業を今議会に予算計上させていただきました。

なお、横瀬町観光協会氷柱部会が8月30日に発足しました。当部会につきましては、これからの事業実施に当たり、西武鉄道との連携を強めていく意向であると伺っており、大変心強く思っております。

これからも西武鉄道の利用拡大を強力に推進してまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、9月に入り、全国各地で竜巻や局所的豪雨が発生しています。これから台風シーズンを迎え、災害に対する備えが重要ですので、災害に強いまちづくり事業について申し上げます。

住民への情報提供として、8月1日から「ちちぶ安心・安全メール」のサービスを開始しました。火災情報のほか、地域ごとの防災情報等を受け取ることができますので、住民の皆さんに登録をお願いしております。

また、大字芦ヶ久保地区分の「土砂災害ハザードマップ」を作成し、芦ヶ久保地域の毎戸に配布しました。土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に役立てていただければ幸いです。

そのほか、広報9月号にも掲載しましたが、あすの11時ごろに防災無線を利用した災害時全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急情報伝達試験を行います。いざというときの情報提供手段に万全を期したいと考えております。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案等ではありますが、報告1件、条例の一部改正1件、決算認定6件、補正予算6件、人事案件1件、契約の締結1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

5番 若 林 想一郎 議員

6番 赤 岩 森 夫 議員

7番 町 田 勇佐久 議員

以上3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○**関根 修議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果に

ついて報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○町田勇佐久議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、過日開催されました議会運営委員会についてご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日午後2時より、301会議室において、委員全員、議長、事務局2名の出席で会議を開きました。

9月定例会に提案される議案件数、議案内容の検討を初め、発議、陳情等について事務局長より説明を受け、審議を行いました。

その結果、本定例会の会期は、本日10日から11日までの2日間と決定いたしました。

お手元に配布されております書面のとおりであります。よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○関根 修議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日10日から11日までの2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○関根 修議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、6月定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、6月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、この件につきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成25年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が監査委員から提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。代表監査委員の一柳でございます。ただいま議長からご指名がございましたので、前回報告以降の例月出納検査結果についてご説明申し上げます。

内容的には地方自治法235条の2第3項の規定により既に報告したものでございます。

なお、今回から議員さんのお手元に報告書の写しを配付させていただきましたので、ご参照いただければと思います。

実施日は、平成25年6月、7月、8月のそれぞれ19日でございます。検査対象は、6月実施分につきましては、平成24年度並びに平成25年度の一般会計と各特別会計並びに平成25年度の水道事業会計の歳入歳出現金出納状況であります。7月、8月分につきましては、平成25年度が対象でございます。

検査の概要ですが、従前どおり、あらかじめ会計管理者、企業会計出納員から現金の出納状況を知るに必要な調書並びに関係帳簿、証拠書類等の提出を求めて、必要に応じて関係職員の説明を受けたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し、正確に処理されております。その他、特に指摘すべき事項はございません。

なお、平成25年7月末日現在の一般会計、特別会計及び歳計外現金の残高は5億9,111万775円でありま
す。また、水道事業会計は2億6,092万1,590円であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○**若林スミ子総務文教厚生常任委員長** おはようございます。議長のお許しを受けましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日時等、平成25年8月29日木曜日午前10時。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、1名欠席、執行部11名、事務局2名。

会議録署名委員の指名、新井鼓次郎委員、関根修委員。

審査事件、1、所管事務調査、介護保険の状況について。2、教育委員会報告。3、その他。

審議経過につきましては、1については、所管事務調査について、健康づくり課長より介護保険の状況について説明を受けました。

2として、教育委員会報告について、教育長より、1、校長会・教頭会の主な指導・伝達事項（6・7月）。2、小中学校児童生徒の現況。3、平成25年度教育委員会の主な取り組み。4、その他について報告がございました。

3、その他について、各課長より本定例会に提出される議案等の説明がございました。

委員の質疑といたしましては、2の教育委員会報告のその他で、ヨコゼ音楽祭の入場券販売状況について説明を求めました。

当委員会のまとめといたしまして、1、所管事務調査につきましては、当委員会としては、審議の結果、これら説明を受けたと決定いたしました。

2、教育委員会報告について、当委員会としては、報告を受けたということにいたしました。

3、その他の件について、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月4日、総務文教厚生常任委員長、若林スミ子。

○**関根 修議長** 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成25年8月29日木曜日午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部6名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、下横瀬橋の拡幅、補強について。2、その他。3、現地視察、下横瀬橋。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林清平委員、若林想一郎委員の両名をお願いをいたしました。

審査事件・まとめ。1、所管事務調査、(1)、下横瀬橋の拡幅、補強について、建設課長より資料に基づき下記のとおり報告、説明を受けました。

事業の概要について。1)、業務概要、①、業務の目的、②、業務概要、③、業務項目。2)、下横瀬橋の拡幅、補強概要、①、拡幅、補強の変遷、②、拡幅、補強に至った経緯、3)、下横瀬橋の拡幅、補強詳細設計結果、○、上部工拡幅、補強、①、補強断面図、②、新設G1桁設計結果、③、既設桁外ケーブル補強、④、床板炭素繊維補強、○、下部工拡幅、補強、①、既設橋台拡幅、補強、②、既設橋脚拡幅、補強、4)、施工計画概要、①、施工計画、②、架設工法選定、③、仮設土どめ工、④、H鋼打設工法。

以上について執行部より説明を受け、質疑応答を行いました。当委員会としては、下横瀬橋の拡幅、補強について執行部より説明を受けたということで、まとめをいたしました。

2、その他について。水道広域化について、上下水道課長より報告、説明を受け、質疑応答を行いました。執行部から9月定例会提出案件の概要について説明を受け、執行部からの説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

3、下横瀬橋拡幅、補強について、会議終了後、現地視察を行いました。現地にて執行部より、下横瀬橋拡幅、補強について説明を受けました。出席者は委員6名、議長、執行部4名、事務局2名が参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

定例議会開催日時、平成25年7月24日水曜日午前10時。場所、秩父クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名。2、会期の決定、1日間。3、諸報告、監査委員から例月出納検査の結果報告を受けました。4、管理者提出議案の報告。5、一般質問。出浦章恵議員・福井貴代議員・小菅高信議員。

6、議案提出及び審議。1)、議案第12号 専決処分について「秩父広域市町村圏組合一般職員の給与の臨時特例に関する条例」。概要、職員の給与に関する条例等の特例を定めたもの。

2)、議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例。概要、地方公務員法等の一部改正に伴うもの。

3)、議案第14号 秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類および基準を定める条例。概要、一般職職員給与条例の規定を準用させるため条文の整理を行うもの。

4)、議案第15号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)。概要、歳出合計49億6,769万3,000円。

5)、議案第16号 工事請負契約の締結について。概要、秩父広域市町村圏組合火葬炉設備工事の請負契約の締結について。

6)、議案第17号 工事請負契約の締結について。概要、消防救急デジタル無線設備整備事業の請負契約の締結について。

続きまして、全員協議会、開催日時、平成25年7月24日水曜日午後2時。場所、秩父クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、消防本部及び事務局。

協議会内容。(1)、新火葬場建設事業経過報告について。

(2)、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について。

(3)、その他。

上記のとおり報告いたします。

平成25年9月4日、秩父広域市町村圏組合議会議員、富田能成、若林スミ子。

○**関根 修議長** 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 秩父広域市町村圏組合関係でちょっと質問させていただきます。

議案第12号なのですが、秩父広域市町村圏組合一般職員の給与の臨時特例に関する条例ですが、これについては、全員賛成で可決したのでしょうかが1点。

あと、議案第16号 工事請負契約の締結についてですが、この請負契約の金額というのを参考までに教えていただければと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 報告者の答弁を求めます。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 ただいまの4番、大野伸恵議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第12号につきましては、全員賛成でございました。

請負金額については、資料を確認しますので、後ほどお知らせしたいと思います。

○関根 修議長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○関根 修議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。本日の一般質問者は、4名の方がおりますが、最初に演壇にて全てに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 おはようございます。3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿いまして質問させていただきます。

町長のあいさつの中にもあったのですが、1番、西武鉄道の利用拡大について質問いたします。西武鉄道関係については、さきの6月議会においても質問させていただきましたが、ことしの西武ホールディングスの株主総会において、廃線反対派の現経営陣が勝利し、ひとまず沈静化したという状況です。西武ホールディングスの経営状況を見ますと、ことし3月期決算の純利益は対前期比84.9%と大幅に増加しており、ことし4月から6月までの第1・四半期の決算においても純利益が前年同期比17%増加するなど好調を維持しております。経営が順調であれば鉄道事業は公共性が高いことから、不採算路線の廃止というリスク案の実行は難しいと考えられます。鉄道経営全体が赤字ということになれば、廃線という選択肢が浮上する危惧は高くなるという一般の傾向でございます。

このため西武秩父線の利用拡大は、喫緊の課題と受けとめております。西武鉄道にとっても通勤、通学者は減少する中、観光客の増加は成長戦略にとって不可欠であります。西武鉄道の若林社長の言う「秩父を箱根に」という夢、この夢が実現するよう秩父地域全体で西武鉄道と連携して秩父地域の魅力アップに取り組むことが重要であると考えます。秩父の議員も議長会が中心となり、秩父地域公共交通利用促進議員連盟を立ち上げ、活動を始めたところでございます。

そこで、秩父地域の1市4町による利用拡大対策の内容と進捗状況及び町独自の対策についてお答えをお願いいたします。

2の水道事業の広域化についてでございます。町の水道事業については、姿見山浄水場を初め施設の老朽化が進み、今後の施設変更に莫大な経費がかかるのではないかと危惧しております。また、給水収入は年々減少しているとの報告も受けております。こうした状況の中、町の水道施設の現状と、また更新計画があるのか。そして、いつ、どのような更新費用が発生すると見込んでいるのか、概要でよいので、お答え願います。

また、秩父地域の水道事業の広域化の計画が急浮上していますが、広域化された場合のメリット、デメリットについて現在想定されている事項についてお答えをお願いいたします。

さらに、町として現時点で水道事業の広域化にどのようなスタンスで挑むのか、お伺いいたします。

3番、もみじによるまちづくりでございます。町のコミュニティバス、ブコーさん号のメロディーにもなれ、町の活況を象徴しているように思えてきました。寺坂棚田のかがり火まつりも大勢の人でにぎわいました。そのほか、町の人たちが主体となっている、さまざまな取り組みもあり、大変期待できる状況になってきたと感じています。中でも町長が推進している、もみじによるまちづくりが一気に広がりを見せていると感じております。この取り組みについて、現在の状況と今後の取り組みの方針についてお答え願います。また、植栽しているもみじの苗木についてはどのような調達をしているのか、お答え願います。

4番、除雪についてでございます。除雪してやめた業者なので、ちょっと心苦しいところもあるのですが、昨年、町道の除雪については、町の業者さんの中で撤退する業者さんもあり、除雪ができないのではないかとこのうわさが流れました。実際には、ほかの業者さんに除雪をしていただいたようですが、横瀬町は毎年積雪があり、坂道も多く、除雪なくして交通の確保はできないといった状況です。今年度の除雪事業の見通しについてのお答えをお願いいたします。

以上でございます。

○**関根 修議長** 3番、内藤純夫議員の質問1、西武秩父線の利用拡大についてに対する答弁を求めます。まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうから質問1、西武秩父線の利用拡大について答弁させていただきます。

要旨明細1、秩父地域の1市4町による利用拡大対策の内容と進捗状況についてでございますが、町長のごあいさつの中でもありましたが、ことしの5月15日に秩父地域の1市4町とその商工団体や観光協会及び埼玉県で構成する西武秩父線利用促進協議会が発足しております。担当者会議の中で、利用促進について75の提案がございました。現在協議会において検討しており、また西武鉄道においても検討しているところでございます。そのうち17の事業におきまして、今年度より実施の運びとなっております。構成団体である埼玉県のふるさと創造資金を活用しまして事業を進める予定でございます。

その事業を紹介いたします。テーマとして4つございます。1つ目として、乗って楽しむ、これは西武秩父線の車内広告に秩父の四季を感じる観光ポスターを掲示してPRするものでございます。2つ目として、乗って得する、これは西武線の利用者がクーポン券によって、趣旨に賛同いただいた加盟店から割引をしていただいたり、追加のサービスを受けられる仕組みでございます。同様にクーポン券によって地酒がもらえたり、宿泊料金の割引を受けたり、タクシー料金の割引等クーポン券の利用によりお得感を出し

て西武線の利用促進をするものでございます。3つ目としまして、まるごと秩父PR、これは西武線や秩父地域をPRするためのDVDやCDを作成し、西武沿線における大型小売店や西武ドームなどで放送してもらおうものでございます。また、秩父地域の人みんなでツイッターなど利用して秩父をPRするものでございます。これにつきましては、広報の10月号に記事を載せる予定でございます。

そのほか、西武秩父駅の大型看板を秩父地域の観光アピールするウエルカムボードにかえたり、ジオパーク秩父の看板やハンドブックを作成する予定です。さらに、1月に東京ドームで行われる、ふるさと祭り東京2014、これでは秩父夜祭りがメインとなる予定ですので、秩父地域のPRに活用するよう考えているところです。また、来年度は秩父札所の午年総開帳の年でございます。誘客のためのパンフレットやポスター、横断幕の作成など予定しております。また、今月28日でしたか、総開帳プレイベントとして誘客促進を図って札所めぐりのウルトラマラソンなどが行われます。以上、今年度、西武秩父線利用促進協議会において検討し、実施される事業でございます。

要旨明細2、町独自の対策についてでございます。まず、ご存じかと思うのですが、広報紙の表紙なのですが、表紙にブコーさんが載っているのですけれども、ブコーさんの発する言葉を、今まで季節の言葉だったのですが、「西武秩父線を利用しましょう」と6月号からかえております。ブコーさんからも利用促進を呼びかけております。また、職員による行政経営戦略会議において検討し、その結果の一つの事業を今回の補正予算に計上しております。内容は、登山・ハイキング客誘客推進事業と称しまして、駅から近場の低い山を利活用して、最近の山ブームによって西武線の利用促進を図りたいと思っております。また、棚田やオープンガーデンなど観光資源をPRして誘客に努めたいと思います。行政経営戦略会議におきましては、引き続き利用促進について考えていきたいと思っております。西武ホールディングスの株主総会は無事終了しましたが、筆頭株主はサーベラスでございますので、今後も危機感をなくさないように引き続き動向を注視しながら利用促進を考えていきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 協議会のほうのクーポン券の件なのですが、横瀬町内で加盟事業者への申し込みは、今のところ何件ぐらいあるのか、教えてください。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問に答弁させていただきます。

クーポン券の加盟店が横瀬町にどのくらいあるかということだと思っております。現在説明会が、この前終わったと思っております。その辺で今募集しているところだと思っておりますので、今のところは把握しておりません。済みません。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、水道事業の広域化についてに対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 私のほうからは、質問事項2、水道事業の広域化についてのご質問に対して答弁させていただきます。

要旨明細1、広域化された場合の想定される事項についてでございますが、水道事業の広域化につきましては、先日の委員会で、今までの経緯及び今後のスケジュール等について説明させていただきました。広域化された場合の想定される事項ですが、まずメリットといたしまして、現在考えられることは老朽化した施設の更新事業費の3分の1が助成される国の広域化促進補助金が利用できます。大規模化により事業効率が向上し、経営基盤の強化が図られ、緊急時に相互融通ができ、送水コントロールすることで安定した水運用が可能となります。そして、施設の共有による浄水場等の一元化を行うことで、老朽施設や脆弱な施設を統廃合し、更新施設整備費の抑制を図ることが考えられます。また、専門職員の採用ができ、人材及び技術の確保が図られ、重複する業務の効率化により人件費等の維持管理費の抑制等が考えられます。

次に、デメリットとして考えられることですが、現在横瀬町の浄水場は、全て緩速ろ過方式を採用している浄水場となっております。広域化されることにより、今主流になっている急速ろ過方式によりつくられた水が区域によっては配られることが考えられます。それによって水のおいしさに変化が出るのが想定されると思います。

次に、要旨明細2のどのようなスタンスで臨むのかというご質問でございますが、現在の給水サービスを維持し、町民の不利にならないように進めていきたいと考えております。また、他の市、町に対しては、協調性を持って対応していきたいと考えております。

そして、更新計画があるのかという質問ですが、町としての更新計画というのはないのですが、更新費用に、これから莫大な費用がかかっていくわけですが、埼玉県の水道広域化研究会というところで進めた資料によりますと、姿見山浄水場、山口浄水場、寺坂浄水場を更新していく費用として約25億円かかるというような数字が出ております。

以上でございます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今の現状を教えてくださいたいのですが、石綿管の変更が、横瀬町は大分進んでいるということですが、どのぐらいのパーセントが残っているのか。そしてまた、今話題になっている耐震管が何%ぐらい入っているのかを教えてください。

以上です。

○関根 修議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

まず、石綿管がどのぐらいということなのですが、現在残っている石綿管が1,796メートルあります。

率にして2.3%です。耐震管の普及率ですが、20.98メートル、耐震管を入れまして、27.4%が耐震管の率です。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 率でいくと27.4%です。

〔「全体が」と言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 全体が76.5キロです。済みません。

〔何事か言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 20.98キロです。済みません。

〔「正確な数字を」と言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 まず、石綿管の延長ですが、1,796メートルです。耐震管の普及率は27.4%です。耐震管の距離が20.98キロです。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今の耐震管なのですが、これは今の基準の耐震管ではなくて、秩父地域だからいいという、3.11前に埋めた管のことですよね。それをちょっと詳しくお答え願います。

○関根 修議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 今の再々質問に対して答弁させていただきます。

今議員さんが言われましたように、もともとの耐震管というのが、NS形というのと配水ポリというのがございます。NS形が2.9キロメートル入っておりまして、配水ポリが0.08キロ入っております。そして、調査をして、これも耐震管ということで認められたのがK形という管を埋設しております。これが18キロメートルになっております。

以上です。

○関根 修議長 質問2を終了いたします。

次に、質問3、もみじによるまちづくりについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは、内藤議員さんの一般質問事項の3番、もみじによるまちづくり事業について、要旨説明の1番と2番について答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、要旨明細1の現在の状況についてということでございますけれども、この事業の目的でございますが、四季を感じる魅力的な里山風景をつくり、景観を向上することで、町民の快適な住環境と観光客の誘客につなげるため、国道、県道、町道、ハイキング道や鉄道の駅や車窓から目に触れやすい場所、農地は除きますけれども、里山の雑木等の伐採や草刈り等を行った上でもみじの植栽を行う、もみじによる

まちづくり事業として里山景観魅力アップ事業として実施しております。県の緊急雇用創出基金の補助を受けまして、秩父広域森林組合に委託し、失業者4名とリーダー1名、計5名を雇用いたしまして、平成25年度の事業として実施をしております。

「広報よこぜ」6月号に町の木もみじの植栽候補地を募集させていただきました。もみじの植栽の募集を4回に分け実施しております。1回目、2回目の募集が終わりまして、3回目が10月31日までとなっております。1回目の募集につきましては、6名の方から約2ヘクタール、2万110平方メートルの申請がございました。これらの申請地は、現在植栽をするため、雑木等の伐採を秩父広域森林組合のほうで伐採を進めているところでございます。2回目の募集につきましては、8月30日金曜日までということで、締め切りが終わりまして、10件、7.5ヘクタールの申請が出てきております。申請内容を確認した上で実施してまいります。今回の申請では予想以上の申請がありました。苗の調達数や緊急雇用の事業を使っている秩父広域森林組合に委託しての事業でございます。今年度の事業でございますので、これ以上の申請を受け付けても今年度内は実施が不可能となる可能性があるため、最終12月27日の締め切り分につきましては募集を行わない、取りやめにさせていただきたいと考えております。

次に、今後の取り組みについてでございますが、来年度以降はこの緊急雇用では事業が実施できませんので、来年度以降につきましては、効率のよい補助金等につきまして、もみじによるまちづくり事業を実施していきたいと考えております。また、もみじの植栽後は、所有者や管理者に管理をしていただきますが、町が管理する土地ももみじの植栽を考えていますので、町のもみじの管理と、それから個人等が、町管理以外の土地でございますが、この事業で植栽したもみじの指導的なアドバイザー的な方の設置も考えております。

次に、要旨明細2のもみじの苗木の調達方法についてのご質問でございますが、里山景観魅力アップ事業の中で苗木1,000本を予算化しております。秩父広域森林組合、既に秩父地域に合った、よいもみじの苗木を購入しておりますので、もみじの苗木業者等をあっせんしていただき、購入を考えておるところでございます。また、公共的な用地へのもみじの植栽をするのであれば、無償で苗木を提供される方がおりますので、こちらのほうもぜひお受けして植栽をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 今少し触れられましたが、来年からは管理という、草刈りとかという問題が出てまいります。この管理についての考えと、あと予算的にどうするのかというのを少しお聞きしたいと思います。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 再質問にお答えいたします。

先ほどの説明の中で詳しくは説明を漏らしてしまった部分もあるのですが、もみじの植栽後につきましては、所有者や管理者にもみじの植栽後5年間管理をしていただくようにしております。予算的に

は、まだ来年度の予算は決まっていないわけですが、そういった指導的な、アドバイザー的な方を臨時職員等になっていただいて、また形態というのは、これから検討するところでございますけれども、そういった形で巡回などしていただいて、管理ができていければいいかなというふうに考えております。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ないようですので、質問3を終了いたします。

次に、質問4、除雪についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** それでは、3番、内藤議員さんの一般質問として、私のほうからは質問事項の4、除雪について、要旨明細といたしまして、今年度の除雪作業の見通しについて答弁をさせていただきます。

当町における除雪事業に関してでございますが、ご存じのように町内の土木業者やセメント関係の4社、交通委員会を中心に降雪時の主要道路における除排雪に対し、献身的なご協力をいただいているという状況でございます。町の除排雪に関しましては、こうした皆様の地域を思う善意の心に支えられ、住みやすい地域環境が保たれてきたことは町民の周知するところでございます。

町としましても、こうした皆様の長年の地域貢献に対する誠意に対しまして、少しでも応えようと除雪費用等の予算化や業務委託体制の整備を進めてまいってきたわけでございます。現在は、土木業者の組合であります武甲KYOSHINKAIに加えまして、町内外の2業者との間で埼玉県が行っている除雪単価契約等を参考に除雪業務委託契約を締結しております。降雪時には、昼夜を問わず除雪作業にかかわっていただいているという今の現状にあります。

ご質問の要旨にもありますように、今年度の除雪事業の見通しですが、ご協力いただいている業者の減少などから、現体制での除雪業務は少し厳しい状況にあることも推測されますが、昨年度同様、町内業者の皆さんを中心に、引き続きご協力を願い、業務の遂行を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 質問の前にまた一言、前回もお願いしたのですが、「3番、内藤議員の質問」はカットしていただいて、「除雪からについて」で始めていただきたいと思います。先ほど前の課長もそうでしたので、要らない時間を少しでもなくすようにしていただきたいと思います。

今の委託契約でございますが、横瀬町の単価は適正だと思っているのかということと、あと入札に対しましては、大きな工事をした人が除雪をしないという意見も出ておりますが、その辺は入札条項に委託契約を締結しない業者は入れないとかということをするお考えがあるか、お聞きいたします。

○**関根 修議長** 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 3番、内藤議員さんの……

〔何事か言う人あり〕

○町田 多建設課長 ごめんなさい。質問に答えさせていただきます。申しわけございません。

今、内藤議員さんのほうから2つのご質問があったと思うのですが、横瀬町の単価契約ということで、幾らぐらいになっているかということが1つと、もう一つの質問でございますが、これは入札の指名参加等の届け出がないとできないのかというようなご質問かと思えます。

単価契約につきましては、平成20年度より埼玉県単価契約に倣い、横瀬町の場合は除雪作業に対して契約をしております。その価格というのが決められておまして、昨年度等におきましても除雪の単価、そしてそれにかかわる機材等の固定費の補償ということで、それにプラスして、今度は塩化カルシウム等の散布がございますが、そういったものに対する平米当たりの単価契約と、そういったもろもろのものを埼玉県の契約にのっって横瀬町のほうもさせていただいているという現状にあります。そして、これは入札指名参加が出ていないとできないのかということに関しましては……

〔何事か言う人あり〕

○町田 多建設課長 質問に対しては以上でございます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 除雪と入札指名との関連というご質問でございましたので、お答えします。

入札の指名については、一般的に社会的な貢献度だとか、あるいは工事成績だとか、またはボランティアとか、そういったことはどこの県でも、あるいは市町村でも、そういったものを加味しながら入札の指名の選定は行っています。今回除雪については、当然昔から町の業者さんからの要望ですと、町に大変除雪で貢献していると。だから、町の業者を優先して指名してほしいというような要望を何度か受けております。そういった面から除雪に対する参加と指名等が関連するといえば関連するというふうに考えています。また、町の除雪単価は、今は県並みということでございましたが、他の市町村は秩父管内、あるいは周辺をいろいろ調べさせていただきましたが、県に比べると大変安いという状況です。また、今回町の業者さんが大変だということで、単価については上乘せの提示をさせていただきまして、それでも参加しないという業者さんもいらっしゃるの、そういった面から、なかなか難しい状況にはなってきたかなと思いますが、多くの業者さんが除雪について参加していただけるということでございますので、今年は何とか乗り切ることができるかなというふうには考えております。

以上です。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○関根 修議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○**関根 修議長** 次に、4番、大野伸恵議員の一般質問を行います。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、3月議会で提案しました垂れ幕等について、すぐ実施していただきまして、本当にありがとうございました。

では、一般質問いたします。まず、緊急雇用創出基金市町村事業補助金終了後における行政の継続性についてお聞きいたします。平成20年から厚生労働省の雇用創出の基金による事業が展開されました。地域の雇用・失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿をつくり出す事業とのことでした。職があるということについての大切さを私は塩野七生さんの本から学びました。職を奪うということは、仕事を果たしていくことで育まれる可能性のある人としての自尊心をも奪うことになるというもので、雇用問題の重大さを感じました。

我が横瀬町でも、その事業が実施されてきました。平成22年度決算数字が約5,100万円、平成23年度約6,900万円、平成24年度約7,770万円、平成25年度は予算数値ですが、約6,100万円でした。ほぼ100%補助金とはいえ、33億円の予算の約2%弱を占める大きな額です。防犯灯LED化など、今後につながる事業はとてもよいと感じています。しかしながら、今年度の予算書を見て疑問に感じるがありました。教育費、歳出の財源内訳に緊急雇用創出基金事業費県補助金の計上がなかったのです。予算時の数字ですが、横瀬小中に平成22年度約1,500万円、平成23年度約2,400万円、平成24年度約1,700万円が計上してありました。県補助金のほとんどが学力向上支援員への支出だったと思います。行政の継続性を踏まえ、また学校教育の場で、年度でこのような差があっているのでしょうか。学力向上支援員を予算化したときの考え方、そして廃止したときの考え方はどうであったのか、お聞きいたします。

実施結果を見て、それから導き出した学力向上支援はいかにあるべきかについてお聞きいたします。横瀬小学校については、町単独での事業費がついているようですが、あわせてお考えをお聞きいたします。

同じように、平成22年度の高齢者地域相談支援体制強化事業がありました。現在どのように支援体制が継続されているのでしょうか、お聞きいたします。

平成23年度から不法投棄パトロールも実施されました。実施されて、どこが不法投棄が多くて、解決するための施策はどのようなかなど、今後生きる事案ができたでしょうか、お聞きいたします。

平成24年度観光資源管理調査についても、調査から導き出された方策があるのでしょうか、お聞きいたします。

今年度予算では、平成24年度より続けて地域交通実証運行がなされています。ことし9月までの補助対

象であると聞いています。今年度末の3月まで町単独事業として実施されるようですが、行政の継続性を鑑み、来年平成26年度からはどのように考えているのでしょうか、既存の西武バスとの競合など難しい課題もあると考えますが、現在アクションプランはどの程度進んでいるのでしょうか、お聞きいたします。

ことし7月、埼玉新聞に「送迎サービス、市町村に権限移譲」の記事がありました。NPO法人などが自家用車で高齢者を有料送迎する自家用車有償旅客運送制度を希望する市町村に移す方針を決めたとの記事でありました。町内の交通弱者を町内のNPO法人等で守ることができたら、事業継続も図れますし、雇用も生まれます。まさに国の基本方針にのっとった政策となると考えます。現在では支援型地域雇用創造事業が最大平成26年度まで実施されるようです。ぜひ活用し、今の実証実験を糧にし、町内の業者の育成を図り、雇用も確保できるよう町当局に尽力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

また、里山景観委託料が予算化されています。現在、景観行政は住民が住み続けたいと思う地域価値を増大させる大きな原動力であると思います。また、観光にとっても必要不可欠なものであると思っています。この補助金を呼び水にし、美しいまちづくりを進めていってほしいと願っています。町内では、この補助金を利用し、竹林、雑木などの伐採、もみじの植栽などが実施されているようです。植栽したもみじは、所有者と5年契約がされているようです。その後は所有者の自由との話もあると聞きました。あの苗木が見ごろになるのはいつごろになると町当局は考え、5年間の管理状況の把握、その後からの横瀬町のもみじの景観実現の予想図は何年後と目標を考え、事業実施しているのでしょうか、お聞きいたします。

この緊急雇用創出事業は、人件費が2分の1以上であることが要件としてあるようです。材料費として小さな苗木の何本かに1本ぐらいい株立ちの二、三メートルぐらいいもみじの植栽ができなかったのでしょうか。一部でも即美しいもみじの景観ができ、政策が町民にも実感されたと思います。以前、昭和46年ごろだと思いますが、役場職員が総出で丸山林道に桜の苗木を植えました。その後の手入れが行き届いていれば、今ごろは40年生の桜並木が見事だったろうと考えましたが、残念ながら名所にはなっていません。小さなもみじの苗木が丸山林道の桜の二の舞にならないように予算が後年に生きていく実りある事業実態を望むものです。県補助金がなくなったときの取り組みについてお聞きいたします。

次に、計画行政について、予算作成時の過程と実施についての各課の連絡調整についてお聞きいたします。1月の予算策定のとき、予算額の概要をつかむための素案であるものが、そのまま実行されるとすると問題であると思いました。計画行政を実施し、最大の効果を上げるべく予算を使うためには、きめ細やかな実施案が必要と考えます。予算書に計上された金額はどの過程で作成されているのでしょうか、概算なのか、よく練った実施額と捉えればいいのでしょうか、予算作成時の事務過程についてお聞きいたします。

施設等の建設については、町のイメージやアイデンティティーにかかわる非常に大切な仕事と考えますが、その大切な予算作成事務は、予算の策定のときか、予算を実行するときか、どちらでなされているのでしょうか、お聞きいたします。

ことし3月に予算審議し、現在実行に向けて執行部が鋭意努力されていることを感じています。寺坂棚田の看板などもかがり火まつりに間に合い、よいものができたとうれしく思っています。予算が通ると実行され、形になっていくのだなということを改めて実感しています。その中で私が質問した野外音楽施設

建設工事等400万円、設計委託料等50万円についてお聞きいたします。この事業は実施計画にのっとって3年程度図られた計画ですかと聞きました。音楽に関するものということで、振興計画に触れているのでと言われ、振興計画にのっとったものの事業とご理解いただきたいとの答弁をいただきました。基本計画、実施計画と案を数年練ってから予算化されたものなのでしょうか、改めてお聞きしたいと思います。

私は、予算審議のときに、設計料も支払い、よいものをつくっていただきたいとお願いいたしました。案として、間口が6.4メートル、奥行きが3.2メートル、床面積が10.24平米、木造構造と計画している三角形の形との答弁でした。副町長から「多目的に使える施設ということで、いろいろな設計会社にアイデアを出していただければ」との答弁もありました。予算計上についてはもちろん、大まかなものが出ていなければいけないと思いますが、今できている野外音楽施設を見ますと、案のまま建設された感がいたします。委託料が平成25年度予算ですので、新年度になってから設計委託するものだとばかり思い願っていたのですが、実施段階でよいアイデア等は出たのでしょうか、お聞きいたします。

ステージをつくるに当たり、音楽関係者に参考意見を聞いたでしょうか。女性職員、音楽に明るい職員などに聞いたでしょうか、あわせてお聞きいたします。

せっかくの野外音楽施設ですが、国道、役場周辺から見ますと、寺坂棚田の看板とかぶってしまって残念に思っています。振興課と調整等の話し合いはあったのでしょうか、お聞きいたします。

また、この施設でヨコゼ音楽祭とコラボしてストリートライブを実施されたわけですが、暑い中、担当の職員は本当にご苦労いただきました。しかし、ヨコゼ音楽祭実行委員等に情報を入れていただいていたのでしょうか。知らない委員もいたようです。今回のコラボの結果はどうだったとお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、緊急雇用創出基金補助金終了後の市町村事業における行政の継続性についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** それでは、質問1、(1)について答弁をさせていただきます。

学級支援員は、教員のほかに学校支援者が加わることにより、創意工夫された特色ある教育活動を児童生徒一人一人の能力に応じて指導する体制を図ることにより、子供たちが確かな学力と豊かな人間性を身につけるために、よりよい教育環境の整備を目的にし、配置いたしました。平成19年度、芦小に教諭免許所持者を1名配置以来、今年度も横小に5名の学級支援員を配置しています。当初は芦ヶ久保小学校と横瀬小学校の統合に向けて複式学級を解消するために配置しておりました。平成21年度に小学校の統合、放課後子ども教室の開室がありました。現在、学級支援員は低学年を中心に支援を要する児童に対して個別指導を行ったり、授業のサポート、特別支援学級の指導、補助、学校行事のサポート、教材の準備、学校事務の補助や放課後子ども教室の指導員として小学校に赴任しております。

平成22年度から平成24年度までの3年間は、緊急雇用創出基金事業を活用できることから、中学校へも学級支援員を4名、9名、6名を配置しました。それによって生徒が落ちつきを取り戻しまして、現在安心して学習できる状況になっております。今年度は、3カ年の成果により落ちつきを取り戻した中学校へ

の配置はしておりませんが、小学校へは横小学力向上支援事業に292万7,000円、放課後子ども教室に351万3,000円、計634万円の予算を計上しております。今後も必要に応じ、小中学校への学級支援員の配置を考えておりますが、当面は小学校を中心に学級支援員を配置したいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○**高野直政健康づくり課長** 私のほうからは、要旨明細2、平成22年度高齢者地域相談支援体制強化事業につきまして答弁をさせていただきます。

地域包括におきまして、高齢者の支援に関する相談体制を強化するため、緊急雇用制度を利用して非常勤職員を1名、そのときに雇用いたしました。介護サービス利用に関する相談や関係機関との連絡調整を実施いたしております。また、その他、基本チェックリストの返信等がなかった人を対象に戸別訪問も実施いたしました。その後、平成23年、平成24年、今年度もそうでございますけれども、同じように今年度は2名の方を雇用させていただいております。また、この財源につきましては、介護予防サービスの計画策定料ということで、連合会のほうからいただいております。そういうものを引き続き使わせていただいております。

以上です。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 私のほうからは、要旨明細2のうち平成23年度不法投棄防止事業、平成24年度観光資源管理調査事業、それに要旨明細4番になりますが、景観行政は地域価値の大きな原動力です。里山景観魅力アップ事業は、県補助金がなくなったとき、どのようにしますかというご質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、不法投棄防止事業についてでございますが、この事業につきましては、平成23年度から平成24年度にかけて、県の緊急雇用創出基金事業を使いまして、横瀬町のシルバー人材センターに委託し、失業者4名を雇用していただきまして実施をしたところでございます。

ご質問の不法投棄の多い場所はどこかというご質問でございますけれども、やはり人目のつかないような道路沿いが多く捨てられてございます。国道は滝の枕付近とか、県道につきましては秩父名栗線の人家のない、人目のつかないところ、林道につきましては、北前林道や丸山林道、苧米林道沿いにもございました。ごみの回収量でございますが、平成23年度可燃ごみ5,280キロございました。それから、平成24年度は大分減りまして1,660キロ、不燃ごみにつきましては、平成23年度が5,350キロ、平成24年度は1,400キロ、こちらも随分減ってございます。それから、テレビでございますが、平成23年度は23台、平成24年度は1台、冷蔵庫につきまして、平成23年度は2台、平成24年度は1台、洗濯機、こちらもありまして、平成23年度は2台、平成24年度は1台を回収してございます。平成23年度では、不法投棄の防止看板9基のほか、ごみよけトリー23基を設置いたしました。また、「広報よこぜ」8月号、9月号、10月号に啓発記事を掲載して啓蒙したところでございます。今後は、平成20年10月から発足しました横瀬町の町民クリーンパトロール員、現在44名の登録がございまして、クリーンパトロール員の活動を引き続き支援していく

とともに、不法投棄の多い場所の監視体制の強化、これまで実施しておりました看板やごみよけトリーの設置など不法投棄の防止の啓蒙をしていきたいと考えております。

次に、観光資源管理調査事業についてお答えいたします。この事業は、失業者1名を臨時職員として町で雇い上げをして雇用したものでございます。観光資源の管理、保全、観光による調査を行い、取りまとめ作業や情報の発信、PR作業などのほか、観光ベースサイトの管理運営事務などを行いました。ご質問の調査の関係でございますが、よこぜまつりでは会場内において聞き取り調査を実施いたしました。寺坂棚田かがり火まつりでは、アンケート調査を実施してございます。初めに、よこぜまつりの内容でございますが、去年は天候が悪く雨でした。聞き取り調査につきましても、天気が残念とか、会場内の道が悪いとかなどの意見が聞かれました。今年度につきましても、会場内に砂利を敷いて、水たまりのできないように対応を考えているところでございます。

次に、ホテルかがり火まつりのアンケート調査について。こちらにつきましては、こちらも雨で残念であったというような意見も多かったようでございます。でも、幻想的で、とてもよかったという意見が多く見受けられております。課題としましては、駐車場を完備してほしいとか、駅からタクシー、バス等の便があればなどの意見がありました。今年度につきましては、シャトルバス、横瀬駅から会場まで運行いたしました。とても好評でございました。

次に、要旨明細4番の里山景観魅力アップ事業のご質問にお答えをいたします。先ほど内藤議員さんからもご質問がありましたので、重複する部分もあるかと思いますが、ご了承をお願いしたいと思います。この事業で植栽するもみじの種類はイロハモミジ、紅葉が大変美しいもみじを植栽いたします。ご質問の5年間の管理状況の把握はどのようにするかということでございましたが、先ほど内藤議員さんのご質問にもありましたが、まだ名称等確定しておりませんが、指導的なアドバイザー的な方に巡回を兼ねて把握をしていきたいというふうに考えております。

次に、県の補助金がなくなったらどうするのかというご質問でございますが、先ほどの内藤議員さんへのお答えと同じでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。もみじによるまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、要旨明細3番、平成25年度地域交通実証運行事業の今後はどのように考えていますか。アクションプランの作成状況はどうですかでございます。

ご存じと思いますが、地域公共交通実証運行事業、コミュニティバスブコーさん号は、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を受け、平成24年の10月から実証運行しております。今年度の7月よりダイヤ改正を行い、現在に至っております。評判もよいとの声が聞こえております。財源としての補助金が1年間でございますので、ことしの9月で終了いたしますが、一般財源を活用して3月まで運行いたします。その後についても運行は継続するように考えております。現在、地域公共交通アクションプランの策定を専門業者に委託しております。今までの実証運行の実績や西武観光バスの実績などを分析してもらい、アクションプランが作成されます。そのプランに基づいて今後の運行を考えていきたいと思ひます。

NPO法人などが行う自家用有償旅客運送制度でございますが、この制度の利用できる方は身体障害者や要介護者など、1人で公共交通機関を利用できない方が利用できる制度でございます。この事業を行うためには、国土交通省の地方運輸支局に登録が必要となっております。また、地方運輸支局では、利用者の安全確保のため、監督も行っております。このあたりの事務が希望する市町村に権限移譲されるのではないかと考えられます。現在、秩父地域では、この福祉有償運送事業の登録を行っております事業者ですが、社会福祉法人やNPO法人など10の事業者が登録して事業を行っております。そのうちの1件が町内の事業者でございます。権限移譲につきましては、今後国の動向に注視しながら対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。ちょっとお聞きします。

まず、教育委員会のほうの学力向上支援員なのですけれども、大体落ちつきを取り戻したので、今年度は配置していないということで、お話だったのですが、この間の総務文教厚生常任委員会のほうで学校の学力テストの関係で、大変いい成績をおさめたということを教育長さんのほうから報告いただきました。それらがこれに幾らか関係しているのではないかなというふうに感じておりますので、教育は、これからの横瀬町を担う若い人たちで、できれば予算の許す範囲で、なるべく面倒を見ていただきたいと思うので、今後の配置の復活を検討いただけるかどうか、1点お聞きします。

それから、不法投棄パトロールとか、いろいろなものは、実施して利用されているようなので、大変よいと思いました。課題等がありましたら、その課題を確実に一つずつ問題を解決していただければ、それが横瀬町の行政にとってとてもいいし、町民にとってとてもいいと思いますので、今後もアンケート等の調査について、それでおしまいではなくて、実際にしていただくように、これはお願いしておきます。

それから、地域交通実証実験なのですけれども、平成26年度から継続するというお話でしたが、平成24年度の行政報告書を見ました。43ページですが、平成24年度6カ月なのですが、全体で利用者数が2,895名、これは延べ人数だと思うので、行くときに乗ると1人と考えるのか、同じ人が行くときに1回乗りました。帰りに1回乗りましたということになると、2名と考えるのか、それを教えていただきたいと思っております。

そして、予算が875万6,000円でしたので、2,875万6,000円ですね。利用者数が2,895名ですので、そうすると1人当たりの単価というのが出ると思いますが、その単価についてどのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

それから、アクションプランですが、いつごろ完成するのでしょうか、お願いいたします。

それから、景観事業なのですが、私も横瀬町を美しい町にしたいということで、とても大切な政策だと思っております。本当に充実してやっていただきたいと思っておりますので、パトロール員というのですか、状況を5年間、地主にお任せではなくて、町のほうも目的を持ってみじによるまちづくりをやっているわけですので、実際にパトロール員、見守りというのは、予算化することが町の施策に沿ったものだと思いますので、ぜひ実施していただくようお願いしたいと思うのですが、その点を1点。

それから、今後の取り組みですが、補助金を見つけてやっていきたいということなのですけれども、ぜ

ひ見つけていただきたいというよりは、この行政を考えるとときに、この緊急雇用補助金を使うけれども、その後はどうなるのかというところまで視野に入れて考えていただいたほうが良いと思います。補助金を見つけてやっていきたいということですが、もしなかったら、そこで今までかけたお金がペアになってしまうわけなのですよね。ですから、もう少し長い目を見て、例えばもみじは最低でも20年はかかると思います。そうすると、5年間は地主の方をお願いして見守り隊をつくる。そして、その後は、例えば10年後はこのぐらいの大きさになっているな、15年後はこのぐらいになっているなということを想像すれば、おのずから計画して、お金がかかるみたいな予算の見通しがつくと思うのです。だから、そのこのところを見つけてやってほしい、見つけてやっていきたいではなくて、何か確実にあるのかどうか、あると思うのかどうか、その点を1点お願いします。

それから、私は、二、三メートルの株立ちのもみじを数本各地域に植えていただければ、それだけで景観が、町の方が見てわかるし、実感されるし、景観もすぐよくなると思うので、その点聞いたのですけれども、そこら辺よろしくをお願いします。

以上、よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○**高野修行教育長** それでは、再質問にお答えしたいと思います。

大野議員さんには、本当に教育に関心を持っていただきまして、ありがとうございます。今のところ、中学校への配置は考えておりません。小学校におきましては、放課後子ども教室をやるということと、小学校1、2年生、低学年というのは、35人いますと、35人の家庭で育ててくるという、そういったいろいろな家庭の子がいます。落ちついて授業についていない、そういった子供もいますので、そういったことで、これからも続けていきたい。

それから、一番大事なことは、教職員には研修の義務というのがあります。そういったことで、教育委員会としては、そういった研修の機会を充実して、やはりいい校長を招き、いい教職員を招いて、これからもやっていきたい、こんなふうを考えていますので、よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** もみじのまちづくりに対する質問がありましたので、お答えします。

今、例えばいろいろな植栽を実施する、長瀬町なんかだといろいろな企業さんの社会貢献活動などを利用してやっています。前から住民の皆さんと一緒にまちづくりをしていこうという観点から、横瀬町はちょうど緊急雇用対策がありましたので、それで発端をつくって、あとは住民の方々の、できれば本当は地域住民の方がまとまって地域のもみじを育ててくれるという形が一番いいのですが、個人でもやっていただけるという方もいらっしゃいますので、そういった方向で今実施しています。もみじの株立ちを植えるということになると、2.5メートル、どのぐらいの太さを想定しているのかわかりませんが、安くても1万5,000円とか、ちょっと太いものであると80万円とか、100万円とかというような金額になります。もみじについて、日ごろから木を植えるというのは、それほど大きな木を植える必要はないのではないかと

というふうに思います。余りに小さいと手入れが大変ですが、木が大きくなると、自分で勝手に大きくなってくると。要は植えたところによっていろいろ違いますが、そういった大きくなっていく過程をみんなで見ながら、みんなで育てていくということで、かえって町民の方々がもみじを愛する気持ちが高まっていいのかなというふうに思います。ということで、すぐの結果というよりも、長い目で見て、もみじのまちづくりができれば素晴らしいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** それでは、再質問のうち不法投棄の関係でございますが、こちらにつきましては秩父環境管理事務所、こちらが中心になりまして、担当者レベルで、そういう不法投棄の研究もしておりますので、その辺のところをパトロール等もしております。そんな関係で、課題を早く見つけて解決していくという研究もしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、アンケート調査の関係でございますが、こちらにつきましては、現在観光基本計画等作成事業というので、こちらも緊急雇用の事業を使いまして、2名の失業者を雇いまして、観光基本計画を立てるためのいろいろな資料、交通量調査ですとか、駅の乗降客さんですとか、そういった調査をやっております。これからもよこぜまつり、あるいはかがり火まつり、これから彼岸花まつりもあるわけでございます。そういったところでアンケートなり、聞き取り調査なりやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、再質問に答弁させていただきます。

まず、実証運行の利用者数のカウントでございますが、乗車して降りて1名ということで、行き帰り乗ると2名というカウントになっております。

そして、アクションプランの委託作成の時期ですが、一応1月中にはできる予定となっております。

また、実証運行の平成24年度の利用者数が2,895名、そして事業費が875万6,000円でございます。利用者1人当たりの単価でございますが、約3,025円となっております。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 1点だけ要望という形であれなのですが、先ほど副町長さんのほうから1万5,000円から80万円というもみじの株立ちがありましたけれども、私が想定したのは、2万円程度のものがございます。そして、大きくなるということ、過程を見ながら育てていくという考え方もとてもいいと思うのですが、かつてそのようにして丸山林道の桜が見捨てられてしまった。そして、バラの植栽も残念ながらきれいにならなかった。そして、思索の森というところで、ミツバツツジも植えているのですが、それもなかなか話題にのってこないという現状がございますので、例えば京都なんかのもの

みじはとてもきれいなのですが、あれは多分自然に放っておいてきれいになったわけではなくて、手入れをちゃんとして大きくなったものだと思いますので、今後この植えたもみじが20年後に本当に美しくなるように執行部のほうに切にお願いし、要望いたします。

以上です。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了いたします。

ただいま大野伸恵議員の一般質問中でございますが、本休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○**内藤純夫副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。



◎答弁の訂正等

○**内藤純夫副議長** 初めに、8番、若林スミ子議員から秩父広域市町村圏組合議会報告の質疑の際の答弁の訂正等について申し出がありましたので、これを許可します。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 午前中の秩父広域市町村圏組合議会の報告に対する質疑につきまして、4番、大野伸恵議員の工事請負契約の金額は幾らかということについてお答えいたします。

契約金額は1億8,375万円、契約の相手方は福岡市博多区東公園6番21号の太陽築炉工業株式会社というところに決定いたしました。

なお、議案第12号の採決についての答弁でございますが、総員ということでお答えしてしまいましたが、申しわけございません。賛成多数ということで、訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**内藤純夫副議長** 以上で8番、若林スミ子議員の発言を終わります。

○**内藤純夫副議長** ただいま町政に対する一般質問中です。質問を続行いたします。

4番、大野伸恵議員の質問2に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは質問事項の2番、計画行政について、予算策定の過程はどのようなか。また、実施についての各課の連絡調整はどうしていますかの質問に答弁させていただきます。

まず、要旨明細1、計画行政の実現のため、建築費などで予算書に計上された金額はどのような過程で策定されるのですか。概算なのか、またはよく練った実施額と捉えればいいのかでございます。

まず、予算編成の前に、基本計画に基づく施策を実施するため、担当課におきまして、今後の3年間の事業内容について実施計画を作成しております。この実施計画の段階では、事業費の積算につきまして、概算でございます。しかし、予算編成時になりますと、担当課において実施予定額にて予算要求されております。予算要求されたものを補助金のありなし、緊急性、財政状況等を勘案して予算編成を行っているところでございます。野外音楽施設の整備は、音楽による心豊かなまちづくり事業として実施しております。4月に設計を専門業者に委託し、工事につきましては6月18日から着工しまして、8月9日に竣工しております。町民の方が多目的に、また気軽に利用できるオープンスペースというコンセプトで、音楽を演奏するステージにこだわらず、ウォーキングコース、歩楽〜里（ぶら〜り）よこぜの4つのコース上にあるということもありますので、町民の健康づくりの場、集いの場、また憩いの場として整備いたしました。

要旨明細の2、寺坂棚田の看板と野外音楽施設がかぶって残念です。また、ヨコゼ音楽祭とのコラボ結果はどうでしたか。各課での連絡調整はできていますかでございますが、寺坂棚田の看板の設置と野外音楽施設の建築工事は同時期に行われております。工事の施工場所につきましては、事前に調整して進めております。棚田の看板は、国道299号を秩父方面から来た場合を想定して設置しております。野外音楽施設につきましては、観客の見やすいように一段低いところを選定して工事をしております。ヨコゼ音楽祭とのコラボによるストリートライブコンサートにつきましては、ヨコゼ音楽祭の初日17日に開催いたしました。実行委員会の皆様には、総会の際にコラボ事業としてストリートライブコンサートの開催について説明させていただいております。コンサートでございますが、7組の出演者によりまして、午前11時から午後4時過ぎまで行いました。真夏で、ちょっと経験のないコンサートでしたので、行って見てわかることばかりでした。熱中症の心配をして麦茶やうちわを用意しておったのですけれども、ギターには直射日光がよくないということで、急遽パラソルをステージに載せたり、反省点多々ありました。出演者1組ごとに観客数をカウントしまして、延べ人数が176名おりました。平均すると、1組当たり25名でした。コンサートに来ると、1組だけ見るといふ人は少なく、2組、3組を聞いているようございまして。観客者35名の方からアンケートをいただきました。何件か紹介いたしますと、「アットホームな感じがよい」「観客席とステージがコンパクトですてき」など、会場の雰囲気としては「よい」が6割、「普通」が4割でございます。施設の名称でございますが、音楽やオープンガーデンをかけて、うららかよこぜミュージックガーデンと名づけております。今後音楽、また憩いの場として多目的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫副議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。数点お聞きします。

まず、町民会館の駐車場なのですけれども、旧役場庁舎跡のものは町民会館の駐車場として利用されていますけれども、今度は憩いの場として、これからも整備していくお考えなのでしょうか。場所が端のほうにつくられてしまって、池とかもありますし、お手洗いなんかも見えてしまいますので、今後継続して整備していくことがあるのかということです。もしそれであったらば、今回の反省点を生かしまして、私も舞台の袖とか、機械を置くところがなくて、ちょっと大変ではないかなということを感じたものですから、音楽関係者に聞いたのですかということでお聞きしたものですから、今後再整備、着々としていかれるのであれば、そこをよく考えていただきたいと思ひまして、再整備するでしょうかが1点、お聞きいたします。

それから、私は、今回質問をしたことについては、役場の中で横軸の調整がされるといいなということをごく考えています。役場の行政の一貫性というのですか、ですから今回久しぶりに建物を、金額400万円ですけれども、久しぶりに建物が建築されて、それは20年ぐらい残るものなので、そういうことも含めて、例えば中堅職員の戦略会議みたいなものでトータル的に考えてやっていただきたいと思っています。ですから、職場体制の中で行政をするときに横軸の調整がされていますかということを知りたいと思ひます。

それから、設計の段階で、予算のときには実施予定額ということで理解いたしました。それで、設計なのですけれども、前の一般質問で駅前駐輪場などについてもお願いしたのですが、設計の公募というのですか、プロポーザル方式というか、提案制、金額が400万円とか、500万円という金額ですと、ちょっと冒険もできる金額だと思ひるので、今後設計とかを広く公募して、新しく、よりいいものができればいいかなと思ひるので、プロポーザル方式とか、設計の公募などもどうでしょうかということです。駅前駐輪場なんかも町の景観としては、シバザクラの時期ですし、とてもマイナスであると思ひるので、それとあわせて考えていただきたいと思っています。だから、そのところをお聞きしたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

ご存じのとおり、あそこの旧役場の庁舎の敷地につきましては、議員さんのおっしゃられるとおり町民会館の駐車場としても使われているところでございます。また、植栽も以前行いまして、植木等が大分植わっているところでございます。また、今後整備という話でございますが、整備というわけではないのですけれども、上に上がっていく道路の斜面を伐採しまして、もみじを植える予定でございます。そうすると、また風景も変わってくると思ひますので、その程度を今考えているところでございます。

あと、設計の段階で、プロポーザルを取り入れたらということだと思ひますが、今回の設計につきましては、金額が47万円でしたので、随契の範囲内ということで、随契という形をとらせていただきました。また、金額が張るようなケースにつきましては、プロポーザル等を考えていきたいと思ひます。

あと、あそこの今後の活用について横軸をということでしたが、町の行政経営戦略会議等もありますの

で、考えながら検討していきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫副議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 プロポーザルなのですが、答弁がありました。余り多用すると委託業者の負担になってしまいます。例えば負けた業者はお金をもらえませんので、ある程度金額が大きくて、そのプロポーザルで勝てば結構自分の会社の宣伝になるとか、そういった大きなものでないと、なかなかできないというふうには感じています。

それから、もう一つ、行政経営戦略会議については、今でも例えば西武鉄道の利用拡大とか、町有遊休地の活用とか、町内に今いろいろな看板が立っていますが、施設が廃止になったり、今もっと宣伝したいというような看板がありますので、今町内のいろいろな看板について、どう戦略的に看板を設置したらいいかというようなことで、今職員の方々にお願いしているところです。戦略会議という名称もある程度、今後の町をどうするかというような、そういったことに職員の知恵を絞っていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○内藤純夫副議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。よくやっていただいているようで、とてもうれしく感じています。

それで、最後の質問なのですけれども、プロポーザルという言葉の、私の使い方がおかしかったのかとも思うのですけれども、よく公募というのですか、ネットか何かで、これをしたいのですけれども、どなたか応募しませんかみたいな形で、若手の設計の方とか、美術関係の方とかが応募してくるという話をよく聞きます。例えばほかの市町村の話なのですが、この町では、例えば音楽家を1名募集していますけれども、どうですかということ、移住してくれませんかということ、結構応募があるらしいのです。ですから、そういうことで今後やっていただければ、新しい、思ってもいない考え方が出てくるかなと思うので、プロポーザルという大きなものではなくて、横瀬町の広告がてら、そういうこともやられたらどうでしょうかということをお願いします。

それから、看板をつくっていただけるということで、例えば那須とかに行きますと、セブンイレブンなんかのコンビニも全部茶色なのです。だから、そういうふうにトータル的に横瀬町を考えて看板をつくっていただくように、これは要望いたします。

それから、最後の質問として、駐車場とか、池とかは、そのまま置いておくのでしょうか、それをお答えお願いいたします。

○内藤純夫副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 池は置いておくということで、今は考えています。いろいろな意見があつて、ご存じで

しょうけれども、もう大丈夫だとか、ここで言うとおかしいですけども、おはらいがしてあるとか、移設してあるとかという話もありますし、いろいろなこともあって置いておいたほうが良いという考えもあります。ということで、どちらかという、あのまま置いておいて、周辺の木を大きく伸ばして日陰にするということで、どちらの意見も取り入れて実施したいというふうに今考えております。

○内藤純夫副議長 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

○内藤純夫副議長 次に、1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回のテーマは、地域医療の問題についてです。先日、県の職員の方の話を聞く機会がありました。そのときに平成24年度の県政世論調査の結果の話になりました。その世論調査は、「埼玉県の行政全般の中で現在あなたが最も重点を置いてほしいもの、特に必要だと思うものを次の中から3つまで選んでください」という質問に対し、30以上の項目から3つを選んで回答してもらうという調査なのですが、「医療サービス体制を整備する」という回答が県全体で21.2%、秩父地域でもほぼ同じ21.1%もあり、県全体で言うと「高齢者福祉の充実」に次ぐ2番目に高い回答で、医療問題について相変わらず高い関心を持たれているというのがわかりました。

この関心の高さは、違う角度で見ると、現状で十分とは言えないから、まだまだ改善の余地があるからということの裏返しのようにも感じます。現に埼玉県は、平成20年のデータで人口10万人当たりの医師の数が約140人と全国都道府県では最下位ですが、これをさらに診療科目ごと、あるいは県内の地域ごとに細かく見ていくと、さらに厳しい現実が浮かび上がります。とりわけ秩父地域に関しましては、慢性的な医師不足の影響をまろに受けており、大変厳しい状況にあると言えます。地域医療の問題は、広域で対処していくべき問題ですので、一義的には定住自立圏構想から生まれた、ちちぶ医療協議会や県の秩父地域保健医療協議会を中心として改善を図っていく性質のものとして理解はしていますが、一方で各住民のニーズを吸い上げたり、情報をフィードバックする役目は各市町村にあると思っています。医療の問題は、命にかかわる大変重要な問題です。広域エリアで考えていくべき問題なのですが、住民接点としての各市町村は重要な役割を担っています。そんな観点で、地域医療の問題の中で、とりわけ重要性和緊急性が高いと思われる2点について具体的に質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、救急医療体制の問題についてです。ドクターヘリの活躍などプラス面はありますが、とりわけ2次救急医療体制における輪番制については、かなり逼迫した状況にあると認識しています。地域の救急医療体制の維持、向上について町としての現状認識、対応方針をお答えください。

2つ目、地域の産婦人科不足についてです。平成24年2月に秩父市の松村医院が廃院、同年12月に虹の橋クリニックが閉院したことにより、秩父地域でお産ができる医療機関は岩田産婦人科病院1件になってしまいました。秩父地域の新生児の出生数は平成23年度で766人ですが、このうち300人近くが秩父で子供が産めないという状況です。地域の産婦人科不足について、町としての現状認識、対応方針をお答えくだ

さい。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫副議長 1番、富田能成議員の質問1、地域の救急医療体制についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 地域の救急医療体制の現状の認識についてということで、答弁をさせていただきたいと思います。

富田議員さんのおっしゃるとおり、全国的に医療制度改革、あるいは医師の数については、地域間の格差がございます。地域を取り巻く環境につきましては、大変悪化をしているという状況でございます。秩父地域におきましても、病院勤務医を初めとする医師の不足、医療体制は大変厳しい状況となっております。特に住民の命を守る救急の医療体制、従事者も少なく、また医師、医療スタッフ、それぞれ疲弊しながら業務に対応している状況であるようでございます。秩父地域の救急医療体制は、初期救急医療体制と第2次救急医療体制があります。第3次救急医療につきましては、先ほどのドクターヘリとか、そういうのがございますけれども、そういうものにつきましては、県内のほかの地域に依存しているのが現状でございます。

日中の救急患者につきましては、秩父消防本部と各医療機関が調整し、いざというときの搬送は行っております。また、夜間や休日の時間帯につきましては、初期救急医療体制として秩父郡市の医師会を中心として、休日の診療所、在宅の当番医制、平日の夜間の小児初期救急体制で対応しております。2次救急体制につきましては、先ほどございましたが、病院の輪番制ということで、現在秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日、夜間の救急医療に対応しております。平成22年からは、町立の小鹿野中央病院が医師の不足により救急輪番を外れまして、他の輪番の病院の負担が大変増してきました。関係者のご努力で何とか2次救急医療の体制を維持しているのが現状でございます。

初期救急医療体制、2次救急医療体制の維持をしていくためには、先ほどもお話がございましたけれども、秩父広域市町村圏組合の、昭和56年から県の補助等いろいろ利用させていただいて、1市4町で負担をし、秩父広域市町村圏組合さんのほうに救急医療施設の名目で負担金を支払い、秩父広域市町村圏組合さんから秩父郡市の医師会や各医院へ委託費、あるいは補助として何とか医療体制を守る、支援をさせていただいております。また、平成24年からはちちぶ定住自立圏構想の中のちちぶ医療協議会で協議を行い、地元医師の協力によりまして、初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局の開設等に一定の支援を行い、救急医療関係の負担軽減を図っております。

現在は、各病院の努力により対応しておりまして、秩父圏域でも2次救急の輪番制を何とか3病院で頑張らせていただいておりますけれども、継続が大変厳しい状況でございます。秩父医師会さんとの連携により、初期救急の充実などについて行政が支援を実施することで2次救急輪番制病院等の負担が軽減され、医療崩壊の阻止、あるいは救急医療体制の維持、向上が目指せればと思われれます。費用的なものは、こういってございますけれども、では実際に町としてどういうことが考えられるかということでございますけれども、まず救急医療の体制の中には夜間が、先ほど当番医とかありますので、昼間仕事が忙しいから夜行けばいいやというような、そういうコンビニ受診みたいな、そういうことはやめていただきたい。

かかりつけの医者の方にぜひかかっていたきたいというような広報等で、今月号も広報のほうで、そういうふうな形でお願ひさせていただいたわけなのですけれども、そういうふうな住民の意識を向上するようなPR活動をしていきたい。また、救命講習会ということで、AED等の使用につきまして、消防署、あるいはそういう方々でいろいろ講習をしていただいておりますけれども、そういうものをもっと住民も講習を受けて、そういう中で、いざというときに、私たちのできることはどういうことがあるのか、少しでも命を助けていくのだという意識を上げていく、そういうことも必要だと思ひます。

それから、以前にもお話がありましたけれども、救急医療情報キットというのですか、これは社協のほうで70歳以上の独居老人の方に今配っております、130名以上の方に配っていただいておりますけれども、こういう中には住所、氏名、それから持病があるかないか、薬は今何を飲んでいるとか、かかりつけの医者は何だとか、そういうものを書いて冷蔵庫の中に入れてあるわけなのですけれども、もし救急等で来られた消防隊、あるいは地域の方たちが、この救急キット等を見て、その方を少しでも早く対処していただいて、2次、3次というような、そういう大きな病院に行く手前の段階で対応ができれば、そういうふうなことで今はさせていただいております。大変重要な問題で、認識は重々しております。それぞれのお医者さんに頑張ってもらっているのは重々わかっております。町民としましても、そういう現状を理解をしていただいて、お医者さんと上手につき合うといひますか、かかりつけのお医者さんと上手につき合ってもらって、そういう救急にならないようにしていければと思ひます。

以上です。

○内藤純夫副議長 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 丁寧なご答弁、ありがとうございます。よく理解できました。1つだけ質問させていただきたいのですが、先ほどご答弁の中で、かかりつけの医者にかかっていたきたいというメッセージを広報で出されたりというところのお話をいただきましたが、こういう町民に向けたメッセージ等に関しては、例えば秩父市でいくと健康福祉部とかになるのですかね、とかとひょうそくを合わせたりとか、あるいは情報交換したりとか、同じメッセージを流すようにしているのですとか、そういうのがどの程度あるのかというのをお答えいただければと思ひます。

○内藤純夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 再質問につきまして答弁させていただきたいと思ひます。

広報等につきましては、先ほど申し上げましたけれども、ちちぶ医療協議会等の中でいろいろ協議をさせていただいております。そういう中で広報等でも進めていきたいと思いますというようなことで、原文を協議会のほうで考えたり、あるいはまた独自に各市町村でも、それプラス独自の文を掲載させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○内藤純夫副議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○内藤純夫副議長 ないようですので、質問1を終了します

次に、質問2、地域の産婦人科不足についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 地域の産婦人科不足についてお答えさせていただきたいと思います。

お医者さんにつきましては、先ほどの医療救急体制のように大変厳しい状況でございます。ことしの1月から秩父地域で分娩、お産を取り扱う病院が1医院となりました。ご質問の中にありましたけれども、先ほど2病院が閉院、あるいは廃院して、地元の出産については、黄色信号がともっているような状況でございます。市立病院等に産科医院もというお話もあるようでございますけれども、これにつきましても、なかなかお医者さんが集まらないということで、大変な状況だということを聞いております。秩父地域の産婦人科医院につきましては、10年ほど前から分娩の取り扱いを休止する病院が目立ちまして、町立小鹿野中央病院も産婦人科はありましたが、婦人科はあるが、産科はないというような状況でございます。大学病院の派遣で産科のお医者さんが引き揚げられ、その後も医師が確保できなかったというような理由があると聞いております。

先ほどの2病院、2月と12月に閉院され、今は1病院12床が開院しているところでございます。こちらの12床につきましては、ことしの8月に3床増築をされまして、15床になったということで、年間なのですけれども、500人からもう少しぐらいの方はそちらで対応ができるのではないかなというふうなお話を聞いております。こちらにつきましても、ちちぶ医療協議会の中で産科、あるいは助産師の不足によりまして、秩父地域でお産ができないような事態が生じないように産科医院と大学病院が連携し、医師の派遣等をする事、地域内の医院に関して病院等から助産師、看護師等を派遣する等の費用に対して支援を行っている状況でございます。また、近隣の産科医、深谷、熊谷、本庄、小川、飯能などの18の産科医院の医療機関に対しまして、秩父地域の妊産婦の受け入れということをご希望したいというようなこともお願いしております。医療体制につきましても、なかなか大変厳しい状況であるということは、先ほどの救急医療体制と同様、そのような状況になっております。

今後もちちぶ医療協議会を中心としまして、産科医院さんの維持、それから閉院されているようなところが再開できれば、あるいは個人病院さんで、そういう産科医院さんが秩父地域に開院をしていただけるというようなお医者さんがあればと願っているところでございます。町としてということでございますけれども、ちちぶ医療協議会を中心にさせていただくわけでございますけれども、赤ちゃんができましたということになりますと、まず母子手帳を町のほうに申請に来ていただきます。そうしますと、妊婦さんのいろいろな健診等がございます。何だかんだ18項目ぐらい、出産までにいろいろな項目がございますけれども、そういうものについて補助させていただいております。そういうことをしっかりといただき、また保健師等が妊婦さんの健康状態等を連絡をとりながら、安心して赤ちゃんが産めるようにできればいいかなと思っております。大きなところでは、そういう妊婦健診等も一切受けないで、出産間際になってから救急車を呼んで病院をたらい回しというのでしょうか、かかりつけの病院でもないからということで、そういうことで悲しい事件というのものもあるようなのですけれども、現在のところ、秩父地域では、そういうことはないようで、それなりのお医者さんとのコミュニケーション等もとっているようでございます。

〔副議長、議長と交代〕

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。質問を続行いたします。

○関根 修議長 8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 議長のご指名をいただきましたので、通告に従って順次質問させていただきます。

9月8日早朝、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定されました。日本経済の再生と東日本大震災からの早期の復興にも大きな影響を与えてくれるものと期待は膨らみます。

1、今回の第23回参院選について。低投票率を定着させてはいけないと思っております。ねじれ解消が関心を集めたはずの今回の参院選は、選挙区、比例区代表とも52.61%と過去3番目の低投票率を記録しました。昨年12月の第46回衆院選の投票率は、小選挙区で59.32%、比例代表で59.31%と戦後最低を記録したことは記憶に新しいと思います。国政選挙だからという感もありますが、地方選挙でも低投票率は目立っております。2011年7月の埼玉県知事選は24.89%と4人に1人しか投票しなかったし、参院選の前哨戦となった、本年6月の東京都議選も43.50%と過去2番目の低さでありました。選挙こそ民主主義を支える基盤です。選挙を通して政党や政治家は有権者に争点や選択肢を提示しなければなりません。

今回の参院選は、野党の乱立が目立ち、政策論争が深まらなかったことが低投票率につながったとの見方もあります。また、マスコミも議席予想中心の報道や、争点が見えないなどの論評にとどまらず、積極的に議題設定の役割を果たすべきだったのではないのでしょうか。今回から導入されたネット選挙については、参考にしなかったという声もありますが、定着すれば生の情報が有権者の心に響き、投票行動に大きな影響を与えるようになると日本大学教授の岩淵美克教授も期待されております。低い投票率が続く20代、30代はIT環境の中で育った世代であり、政党や候補者がネットを活用し、明快な政策提示や丁寧な説明を重ねていただければ投票率の向上が期待できると考えます。

一方、投票環境についても課題は少なくありません。財団法人明るい選挙推進協会の調査によれば、投票所までの時間が投票傾向に影響を与えている。5分未満で投票所に行ける場合、投票に行ったは81.7%、20分以上かかる場合、52.2%にとどまっております。しかし、投票所の数は市町村合併や人口減少に伴う統廃合や経費削減で減少傾向が続いております。3年前の参院選で全国の投票所は5万311カ所だったが、今回は4万8,777カ所と1,500カ所以上減っております。

そこで、(1)として、当町の投票率はいかがだったか、伺います。年代別の統計をとることは難しいと思いますが、伺います。

(2)として、有権者の高齢化や生活リズムの多様化と政治への期待度が薄れている昨今、投票行動を高めていただく対応として期日前投票やネット選挙があります。当町の期日前投票の傾向はいかがか、お伺いいたします。

次に、(3)として、高齢者や障害者が投票しやすいような取り組みとして、期日前投票に行ったとき

の宣誓書を記入する、これを入場券の裏側に印刷している自治体も多くなっているようです。そして、有権者に喜ばれているようでございます。当町としての対応はいかがででしょうか、お伺いいたします。有権者が投票しやすい環境整備へ対策強化が求められております。

次に、大きな2点目として、防災・減災対策について。(1)として、気象庁は、本年8月30日午前零時から注意報、警報の上に特別警報の運用を開始いたしました。2011年9月に紀伊半島で大きな被害が出た台風12号や、昨年7月の九州北部豪雨を教訓として、重大な災害が迫っていることを知らせ、直ちに避難するか、屋内で身を守る行動をとるよう呼びかける気象業務法を改正して導入した特別警報は、都道府県から市町村への連絡、市町村による住民周知が義務となります。日ごろから浸水や土砂災害の危険がある場所を把握し、避難場所、ルートを確認しておくことが大事と思いますが、当町にかかわる点はいかがか、お伺いいたします。

(2)として、浸水や土砂災害が懸念される当町の取り組みはいかがか、お知らせください。(3)として、老朽化した川の護岸、堤防の点検や補修等はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

特別警報とは、大雨や大雪は50年に1度の降水量や降雪、暴風雨と暴風雪、高潮、高波は数十年に1度の強さの台風や低気圧が発表基準、地震は震度6弱以上の緊急地震速報、津波は高さ3メートル超の津波警報、火山噴火は警戒レベル4以上を特別警報と位置づけているようです。防災や減災については、個人個人、自助・共助の正しい情報の収集と自治体による公助の対応が必要と強く思いますが、いかがでしょうか。私自身も議長を中心に視察等を実施し、対応について研修を重ねて、住民の皆様の負託に応えていきたいと思っております。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員の質問1、今回の第23回参院選についてに対する答弁を求めます。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 答弁をさせていただきます。

参議院議員埼玉県選出議員選挙に係る当町の投票率ですが、今回の平成25年選挙は57.16%、平成22年度選挙は60.78%、平成19年選挙は61.75%、平成16年選挙は60.18%でございました。平成19年には平成16年を1.57%上回る投票率になりましたが、前回選挙から減少傾向が見られます。また、平成10年選挙から60%を上回る投票率で推移しておりましたが、今回60%を下回りました。埼玉県平均の投票率に比べると5%程度上回ってはいますが、減少傾向は好ましいことではないと理解しておりますので、町選挙管理委員会としましては、全ての選挙に対しての投票率向上のため、できる限りの努力をしていきたいと考えております。

次に、参議院議員埼玉県選出議員選挙期日前投票の投票数でございますが、前回の平成25年は845人、平成22年は783人、平成19年は737人、平成16年は447人となっております。参考までに投票者数に対する割合は、それぞれ20.27%、17.2%、15.57%、9.46%となっており、県平均より多少低いようであります。平成15年12月以降の選挙から始まった期日前投票ですが、投票率向上のために行ってきた制度の周知拡大により回を追うごとに投票数は増加傾向にあります。

最後に、期日前投票宣誓書の入場券の印刷ですが、期日前投票の浸透により利用者がふえたことに加え、

期日前投票所で宣誓書記入に時間がかかる例もあり、利用者がふえた有権者の利便性を高める手段として広がりを見せているようです。当町においては、入場券印刷等の経費節減施策等により、はがきによる2名一緒のものとなっているため、現状では裏面に印刷することは不可能であります。埼玉県ホームページからダウンロードできる宣誓書を提出された場合でも受け付けをしております。また、現在、埼玉県町村情報システム共同化を進めており、選挙システムも共同化予定ですが、現時点では裏面印刷の予定はございません。ただし、共同化により他市町村の状況を見て、足並みをそろえることはできやすくなると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 当町の投票率は、県平均に近いということで、生活のリズムが大分変わっておりますので、選挙に対する意識というのは、我々大人が各家庭においても権利、義務ということをしっかり伝えていかななくてはいけないと思いますし、また私自身、議員としても選挙というものが大事、国政だからわかりづらいではなく、地方選挙、特に当町の選挙等に関しましても、若い年代の方や、またいろいろな方たちに投票に行っていただけるように常日ごろから理解に努めていかななくてはいけないと思います。職員の皆様には、開票等には日々改善をしていただいて、短い時間で結果を出していただいていることに大変敬意を表したいと思います。一気に投票率を上げるというのは大変なことと存じますが、いろいろな声が住民から寄せられると思いますので、また検討課題にしていただきたいと思います。要望になってしまいますが、答弁は結構でございます。

(3)の宣誓書につきましてですが、ここで特に高齢者や障害者の方がというふううたっておるのですけれども、そういった一般の方というか、若い人たちだと、期日前投票所の雰囲気というのが、職員の方がこうしてくださいといったとき素早くのみ込めるのだと思うのですけれども、高齢になってきたり、投票に対する意識だけがある方は、候補者の名前を一生懸命覚えてくるだけで必死の方もいらっしゃる、はあ、何て言われたのだという、今度は投票ができなくなってしまうような、真っ白になってしまうのだよねという声も強く言われましたものですから、今回宣誓書の件について再度一般質問させていただきました。総務課長より、今後システム改善の折に、そういった方向性をつけていただくということで、理解したいと思います。

1点だけ。有権者が投票しやすい環境整備というのは、日々考えていただきたいと思います。そういう部分について、総務課長のほうからもう一度一言ご答弁をお願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 再質問にお答えさせていただきます。

職員は今、お話がありましたけれども、来ていただく方が、頭が真っ白になるというお話でしたけれども、随分丁寧にいろいろなことを職員にはやっていただいております。ご理解いただきたいと思いますけれども、投票率が下がることは困ることですので、できる限りのことはさせていただきます。

で、よろしくお願いします。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、防災・減災対策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細1と2について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、特別警報に係る当町の対応についてですが、役場庁舎、職員等に甚大な被害がない前提で答弁をさせていただきます。特別警報が発表されたときには、防災無線、安心・安全メール、広報車の巡回、消防団による伝達等により、直ちに命を守る行動をとるよう住民への周知を行います。現在の情報化社会においても自然現象における死者数が後を絶たない現実があり、重大な災害に対応しなければならない危機的状況にあることを一人でも多くの住民に気づかせるため、あらゆる手段で周知徹底しなければならないと考えております。

なお、特別警報が発表される前には、各種警報や土砂災害警戒情報などが発表されているとともに、危機的な状況を確認していることもあろうことから、その状況に応じた当町地域防災計画に基づく避難勧告等も含めた対応をとっているとも考えられ、特別警報発表時には避難を完了している場合もあるかもしれませんが、何らかの理由で避難ができていない住民の確認等、最終的な命を守る行動を起こすこととなります。

次に、土砂災害等が懸念される当町の取り組みですが、現在当町の土砂災害警戒区域は大字芦ヶ久保について法に基づく指定が56カ所あります。大字横瀬地区に関しては測量調査が終了し、地区説明の段階であり、指定には至っておりませんが、35カ所程度が警戒区域の指定になると思われれます。この指定後の町対応事務ですが、町防災会議においては、土砂法に基づき町地域防災計画に土砂災害に関する情報の収集、伝達、警報等の伝達等、警戒避難体制に関する事項並びに高齢者等既設利用者の円滑な警戒、避難が行えるよう情報、警報等の伝達方法を定めております。防災担当部である総務課においては、町地域防災計画に基づき土砂災害に関する伝達方法、避難地に関する事項、円滑な警戒、避難事故を記載したハザードマップ等を作成、配布等することにより、土砂災害に関する事項を住民に周知し、人の命を守るために避難を第一とした対策を行います。

なお、防災体制整備事業として避難所用飲料水、保存食の備蓄や毛布、防災資機材等の整備を進めております。

以上でございます。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、質問事項の2、防災・減災対策について、要旨明細3、老朽化した堤防の点検や修繕はどのようにお考えですかというご質問について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

ご存じのように我が国の社会インフラに関しましては昭和30年から50年にかけて高度経済成長期を中心に多くのインフラが急激に整備されてきた状況にあります。これら社会インフラの老朽化が同時期に進む状況の中、適正な維持管理を心がけ、また効率的に行っていくことが、各自治体に課せられた喫緊の課題になっております。

こうした状況の中、当町におきましても、昨年度、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な橋梁整備に向けて準備を進めてまいっている状況であります。ご指摘いただきました既存堤防の維持管理でございますが、ご承知のとおり県と町の管理するエリアが定められておりまして、現在横瀬川及びその支川の生川、小島沢は1級河川として県が管理し、さらに治山治水指定区域の構築物に関しても県が管理するという状況になっておりまして、現在は県土整備事務所等で維持管理を行っているという現状でございます。それ以外の支川等に関しましては、町内に存在するもので、水路として扱っているわけでございますけれども、平成14年に国より権限移譲を受けまして、町管理として今管理をしている状況でございます。

こうした町管理の水路等で、まだ修繕計画等の作成は予定しておりませんが、通常の見守り等におきまして、修繕の必要性や危険度の高い構築物等に対しましては、当面の被害防止措置等を講ずるとともに、優先順位を決めて修繕等対応していけるように今検討している状況でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ただいま建設課長から老朽化した川の堤防点検、補修について、るるお考えを伺わせていただきました。確かに住民の生活と命を守るインフラ整備が急がれているというのは認識しているところでございます。ですから、今回、下横瀬橋が補修、また耐震化も考えて補修したり、歩道もかけ直しということで取り組んでいただくわけなのですが、ちょうど前から下横瀬橋の橋桁の麓になる堤防について、昭和22年のカスリン台風のときに、その堤防が、和田の大場建設さんのところ、川に接している堤防なのですが、まだ簡単なもので、旧道もそこを通過していたようですから、そこから上流から来た原木とか、いろいろなものが横倒しになって決壊して、和田のところ、今は100軒近くになっておりますが、当時は昔から住んでいらっしゃる方が五、六軒いらして、避難されていたから大事には至らなかったけれども、決壊はしたのだよというような、水の怖さというのは、よく知っているのだけれども、今回下横瀬橋が、こういった形で利用される皆さんや、また大きな車が通るときに対して、いち早く町に手をつけていただいたことは称賛したいと思うが、この護岸については、含めてという部分は、無理なのかねというようなご質問がございました。それですので、直接お伺いすればいいところですが、こういった機会がございましたので、質問させていただきますが、下横瀬橋の改修に伴う、その辺の補強とか、状況はどうなのかなというような点検状況はあったのかどうか、お答えいただきたいと存じます。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 再質問に対してお答え申し上げたいと思うのですが、下横瀬橋の補強改修工事につきましては、先ほども申しましたように長寿命化計画の中に入っておりまして、それを計画を立てる

前に、この下横瀬橋のほうは、そういう計画は出ておったということでございます。今、下横瀬橋のほうを補強する段階で、その下の下流域の護岸というか、堤防に対してのご意見だと思うのですが、その管理に関しましては、町というよりも、先ほど申しましたように県のほうの管理になってきますので、県のほうで巡視員がある程度回って、どういうところが傷んでいるとか、そういった面では監視をしていると思うのです。そういったことで、何かありましたら、県のほうですぐ対応はしていただくという状況であります。町のほうとしましては、今議員さんがおっしゃいました場所については、県のほうで管理を行っているということですので、全然考えておりません。

それと、カスリン台風のときのお話をされましたけれども、多分その後1メートルぐらい、かさ上げをしていると思うのです。それで、万全かというところ、そうではないと思いますけれども、そういった策を講じているということもつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 総務課長より、特別警戒があったり、命を守る防災、また当町の土砂災害に対する取り組みについて答弁をいただきまして、芦ヶ久保地域には、こういった土砂災害ハザードマップをつくっていただき、また私どもにも届けていただきましたが、懸念される地域に配っていただくということで、よく見させていただきまして、我が家の防災メモとかというかける部分もございまして、芦ヶ久保地域だけでなく、こういった我が家の防災メモみたいな形の部分だけをピックアップして、各家庭で、当町の取り組みとして配布するようなことはできないかどうか。また、公明党といたしましても、災害時安心シートというのをA3ですか、小さいのは、A4の半分ぐらいの大きさで作りまして、かかりつけ医院とか、自分のバッグの中にメモしたのをに入れておいて、もし道端で災害で逃げているときとか、熱中症で倒れたときに、誰かに救いを求めるときに、ここにメモが入っていますみたいな形でできるように町内の中も、それは全国的に取り組ませていただきました。そういったものの活用、また先ほど健康づくり課長が、ひとり暮らしの高齢者の方には救急キットというのを配って置いてあるということで、たまたまお話を聞いた老人の方も、私もちゃんとメモして玄関のところへシールを張ってあるから安心ですよなんというお話を聞いておりますが、一般家庭においても、また災害弱者がいる家庭、障害者とか、そういう家庭にも救急キット希望者の方にはお配りできるようなことというのは考えられるかどうか、ご答弁をお願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** その災害救急キットというのが、ちょっとびんとかないのですけれども、先ほども申しましたけれども、いわゆる災害用の備蓄等も進めておりますので、その中で、もし検討できるようなことであればやっていきたいと思っておりますけれども、今のところ、災害救急キットというのは、ちょっと話に出ていないので、備蓄の中で、そういう機器の備蓄とか、整備とか、その中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 以上で8番、若林スミ子議員の一般質問を終了します。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了します。



◎**発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○**関根 修議長** 日程第5、発議第3号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○**7番 町田勇佐久議員** それでは、議長よりご指名をいただきましたので、発議第3号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この発議案は、提案理由にもございますように、本則中の字句の整理を図るものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

まず、第2条中でございます。常任委員会の名称は、「総務文教厚生委員会」「産業建設委員会」と規定されておりますが、当該名称に「常任」の文字を加え、「総務文教厚生常任委員会」「産業建設常任委員会」に改めるものでございます。

次に、第27条第3項中の字句の改正でございますが、この部分は法制執務の例に倣い、条項の表記を改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を「公布の日」と定めるものでございます。

以上で提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** それでは、賛成者として発言をさせていただきます。

このたびの一部改正は、現行条例中の常任委員会の名称において、「常任」の文字が欠落していたものを補うなどの字句の整理であります。条文の整合性を図るためには、この改正は必要であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決を行います。採決は起立によって行います。

日程第5、発議第3号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情第4号の上程、説明、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

本陳情につきましては、事務局長をして説明いたさせます。

事務局長。

○**小泉源太郎事務局長** それでは、陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてご説明申し上げます。

本陳情は、郵送により提出され、平成25年8月12日に受理されたものでございます。

提出者は、全国森林環境税創設促進議員連盟会長の板垣一徳氏でございます。

なお、横瀬町議会は、当該議員連盟に現在加盟しております。

次に、陳情の趣旨を朗読いたします。

陳情趣旨。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市町村の財源確保とともに、頻発する自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため、「石油石炭税の税率の特例措置」による税收の一定割合を、森林面積に応じて市町村に譲与する制度の創設を実現させるため、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採択いただき、政府・国会等関係要路に提出願いたい。

以上、陳情の趣旨でございます。

なお、全国森林環境税創設促進議員連盟会長からの依頼文書の写しが議案書に添付されておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○**関根 修議長** 事務局長の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。陳情の取り扱いにつきましては、所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることが慣例となっておりますが、本陳情第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第6、陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、これを採択することに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については採択することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第7、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いたされました日程第7、報告第3号 平成24年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、1の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないことから、それぞれ数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、加入する組合への負担金見込額が減少したことなどにより、前年度より0.9ポイント減少し、9.7%となっております。また、将来負担比率につきましては、地方債の償還に充当可能な基金が増加したことなどから、前年度より14.5ポイント減少し、63.6%でございました。

続きまして、2の資金不足比率でございますが、対象となる上水道事業会計及び下水道特別会計とも資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については以上でございます。ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

日程第7、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第45号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いただきました日程第8、議案第45号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成23年人事院規則9-97の一部改正及び総務省の助言に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第45号の補足説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を事前に配付させていただきましたので、参考にごらんになっていただければと思います。

今回の改正ですが、時間外勤務手当を規定する第12条第4項、第5項について、平成23年人事院規則9-97一部改正に伴い、時間外勤務手当の積算基礎に日曜日も含まれることになったことによる改正と、勤務1時間当たりの給与額の算出を規定する第15条について、労働基準法の趣旨に沿った計算方法に改正するものでございます。そのほか、規定の整備をするものでございます。

第12条第4項と第5項改正の詳細ですが、時間外勤務手当の1カ月60時間を超えてした勤務の積算を割り振られた1週間の正規の勤務時間、以下、割り振り変更前の正規の勤務時間といたしますが、を超えてした勤務の時間を追加して、既に規定されている正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計とし、その60時間を超えて勤務した時間に対して割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間にあつては、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当とすることを追加するとともに、60時間を超えて勤務した時間に対して、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間についての時間外代休時間に係る減額についても追加規定するものでございます。

第15条の改正の詳細ですが、勤務1時間当たりの給与額の算出について、「給料の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額」を「給料の月額に12を乗じて得た額を町規則で定める年間の勤務時間で除した額」とし、規則委任の形式に変更するものでございます。

第3条第3項、第9条第2項改正の詳細ですが、常用漢字表の改正により、「全」の漢字について、「すべて」と読むことが追加されたため、字句の改正をするものでございます。

そのほか、条項改正については、規定の整理をするものでございます。

附則は、改正後の第12条第4項及び第15条の規定について、本年4月1日まで遡及適用することを規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○**関根 修議長** 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 4つばかりお伺いいたします。

まず1点は、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間、これについて、ちょっと説明していただきたいのです。

それから、2つ目が、時間外勤務の上限の関係なのですけれども、時間外勤務の1週間当たり、または1年間当たりの時間数の上限はどのようになっているのかということ、これは1人の職員ができる1週間、あるいは1年間当たりの時間外勤務の上限ということです。

それから、3点目が、本年4月から8月までの時間外勤務数はどのくらいなのかということ、これが3点目。

4点目は、その時間に対しての1人当たりの平均値はどのくらいなのか。

以上、4点です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** お答えさせていただきます。

まず、割り振り変更前の正規の勤務時間という言葉の意味ですけれども、なかなかわかりづらい言葉で申しわけありませんが、配付した資料にはないのですけれども、この条例の第12条第3項にその規定がございます。これが勤務時間等条例の第3条第2項、第4条というのがございますが、これが職員の月曜日から金曜日の間で1日7.75時間の勤務時間を割り振るという規定と、第4条では、特別な形態が必要な場所に関しては、週休日の割り振りをするというような規定がございます。その規定により、割り振られた1週間の正規の勤務時間というのを、ここの条例では、それをまた振りかえると、超勤とか出てきますので、ここではそのことを割り振り変更前の正規の勤務時間というとなっております。割り振られた勤務時間を超えてした勤務の時間というのが、これが時間外勤務手当になるという意味でございます。

それと、時間外勤務の上限でございますが、現在は1週間当たり、または1年間当たりの時間数の上限というのはございません。

それと、4月から8月の時間外勤務数はどのくらいかということでございますが、ことしの4月から8月でございますが、全部で2,263時間、47人の時間外がございます。それを1人当たりに割ってみますと、1カ月9.62時間ということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第45号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明

○**関根 修議長** お諮りいたします。

日程第9、認定第1号から日程第14、認定第6号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第14まで、これを一括上程いたします。

日程第9、認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 一括上程いたされました日程第9、認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、

認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。また、日程第14、認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○**一柳俊一代表監査委員** ただいま議長からご指名をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成24年度決算書類に対する審査結果について、過日提出いたしました、お手元の平成24年度決算審査意見書に基づいてご説明をさせていただきます。少々お時間を頂戴しますことをご了承願います。

それでは、意見書に基づいて内容を見てまいります。初めに、一般会計及び特別会計でございます。2ページをごらんください。審査の対象でございますが、平成24年度一般会計及び4つの特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書、それから定額資金の基金運用状況についてであります。

次に、審査期日は、平成25年7月2日、3日、4日、8日、9日の5日間、この分については、実際2カ所を含めて監査委員2名で実施をいたしました。

審査の手続については、意見書に記載のとおりでございます。

最初に、審査の結果について申し上げます。審査に付された歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金運用状況についても適正であると認めます。

それでは、個々の内容説明に入らせていただきます。この意見書の20ページまでは決算上の事実事項をまとめたものでございますので、概要説明にとどめさせていただきます。また、詳しくは後半の審査意見のところでも申し上げたいと思います。

2ページの下段、第5、決算の概要ですが、表に示すとおり、一般会計に特別会計を加えた歳入総額は55億436万8,000円、歳出総額は51億4,773万5,000円、実質収支は3億5,456万8,000円の黒字であります。前年度比でそれぞれ若干減少しております。

次に、3ページをごらんください。第6、一般会計についてであります。決算規模では歳入歳出ともに引き続き前年度を下回っております。歳出総額は2,770万円減少の32億6,041万3,000円でございます。決算収支では、実質収支は黒字ですが、過去の収支を引いた実質単年度収支、これは三角印がついていますが、すけれども、4,800円の赤字ということになっております。過去の剰余金で補っているということを意味しております。

なお、標準財政規模に対する実質収支額の割合、いわゆる実質収支比率ですが、前年度の12.7に対して

今年度は10.6となって2.1ポイント低下いたしました。3ページを終わります。

次に、4ページから7ページをごらんください。予算の執行状況についてであります。まず、歳入についてですが、4ページでございますけれども、収入済額は35億338万7,000円、前年度より8,800万円余り減少しております。増加で目につくのは、款別で見ますと、自動車取得税、繰入金、繰越金、諸収入ということでございます。逆に地方特例交付金、町債、これは減少しました。普通交付税につきましては、若干減少していますが、ほぼ前年度並みでございます。収入率、これは調定額が36億643万8,000円でしたので、比率としては97.1%になりました。それから次に、財源別の自主財源比率ですが、これは増加しています。それから、続きまして、町税では、町民税が増加した反面、固定資産税が、ごらんのとおり、それ以上に減少しております。したがって、合計では1,700万円ほど減りました。町税の徴収率は前年度と同じでございます92.6%でございます。

次に、収入未済額についてでございますが、前年度比で約2,700万円減少して、約1億200万円となっております。その90%は町税で、滞納繰り越し分が大半を占めております。

急いで申しわけございませんが、次に8ページの歳出について申し上げます。歳出決算額は表のとおりでございますが、前年度比で2,770万円減少の32億6,041万3,000円でございます。

8ページに性質別がございまして、性質別歳出の義務的経費比率を見ますと、前年度40.5に対して平成24年度は40.9とわずかに上昇いたしました。

9ページの款別で大きく増加したものは、財政調整基金積立金を増額した総務費、逆に減少率の大きい費目は組合等の負担金が減った衛生費と学校の耐震補強やエアコン設置、太陽光発電事業等が、前年度に終了した教育費でございます。

10ページの地方債現在高は、ほぼ前年度並みの30億4,100万円となっております。

なお、款別の執行状況等は記載のとおりでございます。

次に、11ページをごらんください。財政指標でございます。これにつきましても、後ほど審査意見のところでも触れさせていただきますので、前年度との比較だけ申し上げます。改善したのは単年度財政力指数と実質公債費比率で、ほかの指標は、若干ではありますが、悪化しております。一般会計の歳入歳出構造につきましては、審査意見のところでも改めて考察をさせていただきます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、12、13ページの第7、国民健康保険特別会計です。決算額は、表のとおりですが、前年度比で歳入歳出ともに減少しております。実質収支は約4,232万円の黒字ですが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、額は減りましたが、3年連続の赤字になっております。保険徴収率は75.8%ですが、これは4年ぶりに増加に転じております。保険加入状況は、人口減の減少もあって、世帯数、被保険者数ともに微減が続いております。一方、医療給付件数は増加していますけれども、歳出の保険給付費は若干減少しております。

次に、14ページの介護保険特別会計についてです。前年度と比較すると、歳入が増加して歳出は減少しました。実質収支は5,274万円の黒字で、単年度収支もここは黒字でございます。保険料徴収率は98.2%で高率を維持しています。認定者数は若干ふえて359名になっています。一方、歳出の保険給付費は漸増傾向にあると思います。

続いて16ページ、後期高齢者医療特別会計についてであります。決算規模は、歳入歳出とも前年度比で6%ほど増加しております。実質収支も黒字を維持しています。保険料の徴収率は99.8という高率をキープしております。

17ページをごらんください。第10の下水道特別会計です。決算規模は、事業の拡大に伴いまして、歳入歳出とも前年度比で増加しました。実質収支は、黒字をキープしています。使用料等は、供用区域拡大に伴う利用者増により約280万円ほどふえております。徴収率も問題ないと思います。

以上、簡単に進めましたけれども、特別会計を終わります。これらにつきましても、後ほど審査意見のところで触れさせていただきます。

引き続き、18ページの第11、財産に関する事項でございます。ごらんのように公有財産の土地は、増減差し引きで857平米、建物で61.28平米、それぞれ増加しました。森林面積は増減ございません。物品、債権については、記載のとおりでございます。

それから、20ページの基金について、引き続き申し上げます。現金は財政調整基金、減債基金及び地域振興拠点施設整備基金などで積み立てを実施。一方、国際交流基金、地域福祉基金を取り崩した結果、平成24年度末残高は前年度比で1億6,954万6,000円増加の10億7,221万5,000円となっております。土地の増減はございません。

21ページの第12、基金運用状況については、記載のとおりでございます。

以上で一般会計、特別会計並びに財産、基金の状況について内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、これらに関する監査委員としての審査意見を21ページから記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

13の審査意見の総括は、読み上げさせていただきます。

総括。平成24年度日本経済は、前半は東日本大震災の復興需要などにより緩やかな回復の兆しが見られたものの、夏以降は中国向け輸出の失速等外需の減退が実体経済に大きな影響を及ぼし、閉塞感が漂いました。年度後半には、交代政権による機動的・弾力的な経済財政運営への期待感から円高修正、株価回復の動きが出てきましたが、改革の過程は緒についたばかりであり、海外経済の減速もあって先行き不透明な状況で推移しました。

そのような中、横瀬町は「第5次総合振興計画」3年目の平成24年度スタートに当たり、“「住民が主体」の理念を町政運営の基本として、町民の「絆」深化と協働を図り、「自立」と「創造」をキーワードにまちづくりを推進する”との宣言のもと、予算編成・執行がなされました。また、本年のトピックスとして被災地の復旧・復興に寄与する震災瓦れきの受け入れが行われました。平成24年度決算数字では、水道事業を除く各会計の実質収支がいずれも黒字であります。財政健全化判断指数も、先ほどの報告のとおり問題ございません。本町の財政は、引き続き健全性が維持されていると認められます。

目先の日本経済は、緩やかな回復に向かうと期待されるものの、エネルギー価格の上昇や海外景気の下振れリスク等が懸念としてまだ残っております。また、対外公約となっている日本の財政健全化は喫緊の課題であり、今後の政策によっては地方財政に厳しい影響を及ぼすとも考えられます。加えて、30年後には2,000万人余が減少すると予測されている人口激減時代が迫ってきます。これは「現役世代減少と高齢者急増」に伴う高齢者医療・福祉の爆発的な需要増による行政コストの高どまりを想定させます。この影

響は全国共通の傾向ではございましょうが、特に都市圏は後期高齢者の増加ペースがはるかに急でありますから、医療福祉体制を維持できるかどうか、大いに疑問であります。さらに、将来に予測される大震災も危惧されているところであります。

こうした将来背景を考えると、地方に新たな役割を求める時代の到来も、私は夢の域ではないと思っております。

補足になりますけれども、最近国交省が地方都市のまちづくりを高齢者対応型に変更していく、いわゆる郊外型からコンパクトシティーの推進を意味していると思いますが、そういう動きも今出てきております。

今後とも横瀬町の持続可能な姿を求めながら、より一層の改革と財政基盤の強化を図って、「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に邁進されることを期待するものであります。

総括は、そういうふうにとまとめさせていただきました。

次に、歳出決算規模、昨年もありましたけれども、推移を見たいと思います。下の表にありますように直近3カ年の歳出決算規模及び実質収支の推移を示しました。平成24年度の歳出決算規模は、一般会計で減少し、特別会計、水道事業会計で増加しております。総合計で前年度に比べて1,200万円ばかり増加しまして、54億6,328万円でございます。これをどういう指標がいいかでございますが、人口1人当たりの決算額という形で捉えますと、前年度に比べて6,000円、1%増加して60万円台を回復しております。今後とも、この推移を見ていきたいと思っております。

次に、22ページをごらんください。横瀬町の第5次総合振興計画・「政策宣言」重点施策の実績状況をここにあらわしました。3年間の実績を金額、事業数、それから一般会計に占める割合を示しております。重点施策というのは、上記のとおり、財政需要の制約もありまして、毎年歳出の10%未満ということになっておりますけれども、これは町の施政方針を事業として具現化して、まちづくりの方向性を示していると私は理解しております。平成24年度も19事業が設定されて有効に執行されたと思っております。今後とも社会変化に適用した有効かつ魅力ある事業、さらには将来の財政基盤強化に資する事業の立案、推進に期待したいところでございます。

その次が、地球温暖化の温室効果ガスの排出削減計画の進捗状況であります。昨年ちょっと申し上げました。平成24年度は、表のとおりちょっと悪化しております。このデータは、地表床面積原単位当たりの二酸化炭素排出量という形で捉えているものです。横瀬町の場合は、排出量は電力が80%を占めております。施設別で見ますと、減少したのは太陽光発電効果の横瀬小学校を含む2施設で、ほかは増加しております。その要因は、猛暑と厳寒にあると執行部から説明を聞いております。今後は、LED化を含めた効果を期待したいというふうに思います。

なお、公共施設等での太陽光発電設備の追加設置という問題を前回、昨年でしたか、ちょっと申し上げさせていただきましたけれども、その後電力買い取り価格の値下げが打ち出されて、費用対効果で難しくとか、厳しい状況にあったと思います。

この点については補足しますが、発電能力が10キロワット以上は、平成25年から40円であったものが37.8円に買い取り価格が下がりました。今後も、その傾向になると思います。ただし、よく見ますと、この固定価格は20年間固定です。ですから、回収年限が十数年ぐらいで計算されれば十分可能性があると思

いますので、ぜひお願いしたいことは、予算を請求する側自身が、自分の身の回りを見て、そういうチャンスのあるところがないかということを検討されて、ぜひ提案していただければいいなというふうに思います。早いほうがいいと思います。

次に、23ページの一般会計であります。まず、今回は歳入歳出の構造について、埼玉県、あるいはほかの町村とどういう位置になっているのかなという比較の形で考察をしてみました。まず、歳入の財源比率及び自主財源比率の推移であります。一番上に平成24年横瀬町の数字を挙げてあります。下の段は、平成20年度から平成23年度の4年間の横瀬町近隣3町、埼玉県の町村計、それから埼玉県全体という形で、平均値を求めて表にしました。ここからちょっとコメントを申し上げますと、埼玉県計での歳入決算に占める割合は、多いほうから地方税、国県支出金、地方債の順でございまして、町村計になると、これが交付税に頼る割合が高くなって自主財源比率も低下しております。この自主財源比率ですが、埼玉県計での自主財源比率は、平成19年度に68.8ありました。それがピークでございまして。その後、経済低迷によりまして、税収減に伴い、だんだん減ってきて、ここ数年は国庫支出金や地方交付税等もありまして、平成23年度の数字はございませませんが、平成23年度には59.4%まで低下しております。

横瀬町の歳入構造を見ますと、これも他町村と同じ傾向であると思います。それから、自主財源比率のところを見ていただきますと、横瀬町は標準財政規模が小そうございまして。この規模を勘案すれば健闘している数字ではないかというふうに見ています。しかし、国の財政健全化は喫緊の命題であり、将来は交付税、いわゆる財政収入額と需要額の差を交付税という、今の交付税のあり方、これはインセンティブが働かないというふうに私は思っておりまして、このままでいつまでいくのかなというふうに思います。そういう意味で、将来は交付税のあり方も含めて厳しくなると想定されます。自主財源比率は、自立度をはかるバロメーターであって、町の勢いそのものであると考えます。この財源確保は、今後も変わらぬ最重要課題と考えます。

次に、下のほう、歳出構造についてであります。目的別と性質別歳出の表を同じようにつくって考察をしております。24ページに続きます。ここから見えることでございましてけれども、埼玉県全体での特徴的な傾向は以下のとおりであります。

目的別で見ますと、社会保障関係費、これは民生費と衛生費を足したもので捉えます。この関係費は、平成4年度が23.3%でございました。これが漸増を続けて、平成21年度に一旦低下したのですが、その後再び急増して、平成23年度には44.9%まで上がっております。直近4年間の平均値、表にございますが、41.3%になっております。この反面、反対の動きをしておるのが土木費でございまして。漸増傾向が続いております。

それから、性質別表から見えること、義務的経費でございましてけれども、平成21年度に、この3つ足したのですが、44.5%まで低下しております。平成23年度には50.6%まで上がりました。投資的経費は、かつては30%を超えていました。平成14年度には20%を割り込みまして、その後ずっと下がり続け、平成23年度は12%ぐらいになっております。4年間平均値を示していますが、13%でございまして。

次に、義務的経費の人件費です。平成20年度までは21%から22%、横ばいで来ています。以後、前年度比、平成23年度は18.6%まで低下しております。4年間平均値では19.6%でございまして。一方、扶助費は、平成21年度の15.2%まで漸増の傾向でしたが、平成22年度から急増しております。平成23年度に22.2%ま

で増加しております。最近の社会構造を反映しているところです。これに対して横瀬町の歳出構造を見ても、傾向としては、町村計と同様だなどというふうに見ております。目的別で教育費が4年間平均値で、ほかと比べると大きいのですが、18%になっています。これは学校施設整備等、ほかよりも先行実施したものかなというふうに分析しております。社会保障関係費の民生費は、この4年間で2%上昇しました。

それから、性質別歳出の義務的経費の比率ですが、平成22年度は36.3%、平成23年度は40.5%、平成24年度は40.9%、これは漸増傾向にあります。扶助費比率につきましては、他町村に比べて小さいのですが、4年間で7.6%から10.7%に、これも他の件と同じように増加しております。人件費は、反対に23.3%から20.5%に減少しておりますけれども、直近では微増傾向にあると思います。これらを総括して今後社会保障関係費の増加が続く反面、老朽化するインフラや公共施設の維持・更新財源、この辺が出てきますので、どう確保するかが大きな課題であろうと想定をいたしております。

それから次は、歳入決算からでございます。平成24年度の歳入決算からコメントしたいことが書いてあります。まず、町税収入でございます。平成24年度普通交付税の算定に用いられます横瀬町の基準財政収入額、これは前年度に対して固定資産税と地方譲与税及び特例交付金が減少しました。一方、町民税及び他税、交付金が増加して、トータルではほぼ横ばいとなっております。決算数字でも町民税が増加し、たばこ税が前年度、東日本大震災で品不足になった、製品不足になった、その反動で伸びました。固定資産税は減っていますが、評価替えが主因であろうかと思っております。その結果、町税の合計徴収率は平成22年度からほぼ横ばいの92.6%となっております。ちなみにこの数字は、他町村と比較してみますと、埼玉県内の平成23年度の数字でございますけれども、町村実績で比較して、よいほうから12番目でございます。真ん中辺ということでございます。個人町民税は、これはいいほうに位置しております。固定資産税は真ん中辺でございます。町民税は2年連続の増収でございます。これはいい傾向だなどというふうに思っております。今後の経済環境に期待したいところであります。反面、町税の合計滞納繰越額は若干ふえまして、7,445万円というふうになっています。徴収率を見ますと、17.7%にとどまっております。この辺が今後問題かと思いますが、今後とも適正な法的対応を含めた納税対策の強化を要望したいと思います。

次に、25ページの収入未済額と不納欠損の状況であります。収入未済額は合計で前年度比2,726万1,000円減少の1億194万9,000円ということであり、これは2.8%に相当します。このうち町税が9,100万円余りで90%を占めており、先ほど申しましたように大半が滞納分であります。前年度比減少分は、前年度にあった国庫支出金である社会資本整備交付金、これの未済額があったのですが、これがなくなったことによるものであります。また、町税の不納欠損額は110万円であり、個人住民税と固定資産税の滞納繰り越し分で67万6,000円増加しております。町税の未済や不納欠損は、即徴収率、町の財政に影響するものでありますから、特に滞納分の縮減に一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、(3)の歳出決算からコメントしたいと思います。不用額についてです。不用額は、約6,000万円減少して2億600万円でございます。これまでの増加傾向に歯どめがかかって予算現額比でも6.3%になりました。内訳を款別に見ますと、63%を占める予備費を除いて、大きい順に民生費、総務費、教育費でございます。この不用額の内容は、いろいろ考えられますが、入札の差金、経費の節減取り組みの結果、生じたもの、あるいは逆に言うと、予算設定の甘さ、安全の見過ぎによる補正見送り等、さまざまな要因が

考えられます。ただ、最近、平成24年度は、執行部の方からも改善姿勢は感じ取れます。今後とも財産の有効活用、行政運営の効率化の点から事業計画の精査、見積もり制度の向上、事業執行の経済性追求をさらに進められることを要望したいと思います。

続きまして、借地料を見てみます。行政運営に供している借地面積は約14万平米、約14町歩に及ぶわけで、この賃借料を気にしておりますが、前年度比で、平成24年度は300万円ほど減少しまして、約3,800万円になっております。

次に、老朽化するインフラ・公共施設等の診断調査、計画的整備についてでございます。老朽化するインフラ等の診断調査及び計画的整備は、安全・安心の面はもとより、財政上からも極めて重要だと考えております。先ほど質問にもございましたが、そういうふうを考えております。橋梁につきましては、既に長期的整備計画が作成され、実施段階に入っており、これは評価をしたいと思います。他案件についても同様に検討推進されることを希望したいと思います。

続きまして、財政指標について申し上げます。1つは、財政力指数であります。財政基盤の強さを示す指標である財政力指数は、これは分母が基準財政需要額でございます。この基準財政需要額が186万7,000円の増でございました。それから、分子は基準財政収入額です。これは249万8,000円、やはり増加しました。この割り算ですから、単年度数字は若干改善しております。しかし、3カ年平均値で見ますと、0.552と去年に引き続き若干低下しているということでございます。ちなみにこの数字を統計データで見ますと、県内町村平均値は平成20年度をピークに減ってきております。平成23年度は0.67でございました。横瀬町の0.591、平成23年度の数字でございますけれども、上位から17番、中間の位置でございました。指数低下は、自主財源確保の難しさ、厳しさをあらわしている一つのシグナルと言えらると思います。

次に、経常一般財源比率です。標準財政規模に対する経常一般財源の割合でありまして、100%が目安とされて、それを超えるほど歳入構造に弾力性があるというものであります。横瀬町の最近の標準財政規模というのは、ここに書いてある、22.8億円から22.6億円、こういう形で横ばいで推移しております。平成24年度も前年度並みの22億6,500万円でありました。一方、経常一般財源は町税、地方特例交付金等が下がって、約3,000万円程度減少したので、1.2%低下して93.5%になっております。財政健全化の根幹が、この財源の安定確保にあるということは言うまでもありません。

次に、経常収支比率についてであります。財政構造の弾力性を判断する指標の一つでございますが、低いほど望ましいわけでありまして。平成22年度、平成23年度に低下しましたが、平成24年度は平成20年度並みに上昇して87.7%になっております。

26ページをお願いします。前年度と比較すると、分子の経常経費充当一般財源は義務的経費の扶助費が減少したものの公債費増等で340万円ばかり増加し、一方、分母の経常一般財源等は前述のとおり町税や地方特例交付金、臨時財政対策債等で減少したことによって、この結果が出たものと思います。ちなみに県内動向で見ますと、平成21年度から低下してきておりますけれども、再び漸増傾向になって、平成23年度の町村計では86.5%、財政運営上要注意と言われる90%を超える団体数も5つになっております。

次に、人件費比率であります。義務的経費としての性格が強い人件費増大は、財政硬直化の要因となるので、注目すべき指標の一つと言えます。歳出決算上の人件費の構成比率は、平成20年度から大体20%、こういう数字で推移しております。平成24年度は20.7%になりました。また、別な見方で経常一般財源に

人件費がどのくらい占めているか、こういう見方で見ますと、いわゆる人件費充当経常一般財源比率という指標であります。これで見ますと、28.0%、28.2%、26.5%、26.6%というふうに移りまして、本年度は若干上昇している。27.4%というふうになっております。ちなみに平成23年度のデータで、県内町村平均の人件費歳出構成比は20.7%でございました。本町は、こういうことで比較してみますと、決して高くはないというふうに思いますけれども、今後の人口減少では、この人件費を下げていくというのは大変難しゅうございますので、注視していく必要があるかというふうに思います。これをどういう指数で捉えたらいいかということでございますが、ちなみに人口当たりのコストという形で算出いたしますと、7万四、五千元というふうになります。ただし、この人件費で特別会計業務を担っているということも入っております。

最後に、実質公債費比率であります。これは先ほど健全化判断のところで見ていただいておりますので、このとおりであります。

以上、代表的な財源指標を見てきましたけれども、本町の規模から考えると、健闘している数字であり、危険水域のものはないというふうに思います。しかし、健全な財政運営には収支の均衡を保持しながら、経済的変動や町民ニーズに対応し得る弾力性を持つ必要があると思います。今後とも的確な行政運営の遂行を望みたいと思います。

26ページの下の方ですが、次に国民健康保険特別会計に入らせていただきます。平成24年度決算は、前年度比で、それぞれ歳入歳出とも若干下回る結果でございました。加入状況も引き続き減少傾向にございます。

歳入の保険税合計徴収率は、これまで漸減傾向であったが、本年は0.6%改善されて、75.8%になっております。税収の未済額ですが、5,700万円余り改善されたのですけれども、多くは滞納繰り越し分であり、徴収率も17%台の低さにとどまっております。不納欠損額は増加して132万6,000円となっております。ちなみに県内状況を見ますと、平成23年度の町村の平均保険徴収率は68.7%と低うございます。本町の75.2%というのは、平成23年度の数字でございますけれども、これは高いほうから7番目になっております。

なお、一般会計からの繰出金は3,400万円ほど増加して8,900万円余りでございました。

それから、医療費の関係を見てまいります。医療費の給付件数は前年度比101.3%でございます。療養給付費の合計は764万6,000円減の8億895万2,000円になりました。ちなみに平成23年度の実績データでございまして、1人当たりの診療費を近隣3町と比較してみますと、ここに書いてあるような数字でございまして、本町23万5,826円という数字は、年度によっては、これは変動するものですが、近隣並みの数字であるというふうに思います。

不用額は3,214万3,000円で、前年度に比して1,618万7,000円減少しました。

以上から、今後とも歳入の根幹である保険税、特に滞納繰り越し分の徴収率向上には引き続き努力をお願いしたいと思います。

なお、滞納者への短期被保険者証の発行、あるいは被保険者資格証明書の交付等、これらの対応はやむを得ないと思いますが、適切に指導の上、実施するよう望みたいと思います。

また、特定健康診査の受診率向上を目標とする第2期計画がスタートしております。今後とも予防医療

に注力し、医療費の縮減を図るとともに、引き続き本会計の適切な事務執行を期していただきたいと思いをします。

27ページの介護保険特別会計についてであります。本年度決算は、前年度比で歳入増・歳出減の結果でございました。介護認定者数は16人増の359名となっています。保険給付費は若干増加して5億2,810万円でございます。これを認定者1人あたりに換算しますと147万1,000円となります。近隣3町の額と比較してみますと、少し高目で推移しているのかなというふうに見ております。

次に、不用額でございますが、予備費を除いた基金の積立金も含んだ不用額です。6,100万円余りで、前年度に対して2,000万円増加しております。本会計は、今後の介護認定者数及び給付費の増加を考えると、引き続き厳しい状況と思われれます。今後も相互扶助の趣旨を踏まえ、住民に制度の理解と協力を求めると同時に、関係機関とも連携しながら、特に介護予防の普及啓発に努められるよう要望したいと思いをします。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。保険料徴収率は99.8%で、申し上げましたとおり高率を維持しております。本会計についても被保険者数や広域連合負担金の増加等予測すると厳しい状況は続くと思われれますので、予防医療への普及啓発や諸施策に取り組まれることを期待したいと思いをします。

下水道特別会計でございます。本会計は、歳入・歳出ともに前年度に比し、増額決算となっています。

水洗化人口は2,082人、水洗化率は81.5%であります。使用料・手数料は3,122万3,000円、前年度よりも若干ふえております。歳入の構成比としては13.7%になりました。歳出の半分を占める事業費は、主に工事請負費の増加によりまして1,356万1,000円増の1億1,027万3,000円でございます。公債費の支出は、元金償還が始まりましたので、約1,000万円増加しております。

なお、町債借入期末残高は13億2,800万円でございます。

下水道整備の認可区域面積は97.3ヘクタールでございましたけれども、現在の水質管理センターの設備能力並びにこれまでの排水原単位の実績値、こういうのを踏まえて、供用開始区域の充実を図るために平成24年に認可区域を121.4ヘクタールに、かつ事業の期間を平成32年まで延長する手続きが完了しております。また、浄化槽の合併処理浄化槽への転換ですが、これにつきましても鋭意注力中でございます。

それから、12月に秩父圏域で「ちちぶ環境基本計画」というものが策定されておりますけれども、この流れは、これに即していると思いをします。

引き続き住民の十分な理解を得ながら接続率の向上を積極的に図り、水質管理センターの設備稼働率向上とあわせて、本来の目的である河川の水質浄化に資していくことを期待したいと思いをします。

財産に関する事項でございます。公有財産。857平米土地がふえたということは、小学校用地の取得でございます。

なお、旧給食センター用地は、用途廃止によって行政財産から普通財産へ移行しております。変動はありませんが、同様にその建物についても道の駅販売施設61.28平方メートルが増加しています。給食センターの建物は、やはり普通財産に移行しております。山林の面積増減はございません。

ここでちょっと申し上げたいのは、給食センターの現状放置というのは、荒廃が進む一方でございますので、ぜひ今後の活用を検討されることが望ましいというふうに思いをします。

次に、基金でございます。12ある基金は、年度中に国際交流基金、地域福祉基金で取り崩して、財政調

整基金、減債基金ほかで積み立て増加があった結果、決算年度末現在高は合計で10億7,221万5,000円となっております。基金の管理は、安全性優先で行われると認められますが、今後も設置目的に沿った管理運営と安全確実に効果的な資金運用を望みたいと思います。

その他、物品の自動車は、行政運営上の必要性から貨物4台、乗用1台が増加して39台になりました。

債権については、奨学資金貸付金が189万6,000円増加して期末残高は5,696万4,000円となりました。住宅資金貸付金は、当該制度利用者の減少に伴いまして、指定金融機関から貸付促進資金預託金の引き揚げを行いました。その結果、現在高は100万円となっております。

以上が、財産調書の審査結果でありますけれども、やがて地方公会計制度というのが新しくなる動きがあります。これが波及してきますと、膨大な作業が見込まれると思いますので、今からそのベースとなる固定資産台帳等の整備を進めておくことが望ましいというふうに考えております。

最後の基金運用状況ですが、資金の回転を伴う定額基金でございますけれども、本町には3件ございます。土地開発基金は現金で30万円の増加がありました。現在高は8,379万9,000円でございます。土地の変動はございません。高額療養費支払資金貸付基金、国保出産資金貸付基金については運用実績はございませんでした。引き続き適正運用に努めることを望みたいと思います。

以上で一般会計、特別会計の審査意見を終わらせていただきます。

29ページからでございますが、水道事業会計について意見を述べさせていただきます。意見書の29ページからでございます。

審査期日は7月2日と3日、上下水道課で行いました。また、今、工事中の中井浄水場工事現場を含めて2カ所の実査も実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算諸表は適正に表示していると認められました。経営成績については、31ページの第1表の収益的収支の状況の表がありますけれども、この状況をごらんいただきたいと思えます。収入は、給水収益の落ち込みと営業外収益の補助金減少によりまして、前年度比で303万円減少しました。

一方、支出は、増加したのものもありますけれども、人件費減が大きく影響しまして、825万円減少しています。その結果、収支は差し引き415万4,000円の利益計上となっております。

給水状況では、総配水量は前年度比で約2万3,700立米減少しています。

続きまして、資本的収支、32ページ、表3にありますけれども、収入は6,399万9,000円に対して支出は1億3,104万2,000円で、不足額6,704万3,000円は、主として、いつものとおりですが、過年度分損益勘定留保資金から補填されております。

この水道事業会計について審査意見を申し上げます。33ページでございます。平成24年度水道事業決算は、全般にわたり計数的な誤りはないと認められます。

今年度の収益的収支では、総収益が1億8,865万6,000円、前年度比98.4%に対して総費用は1億8,450万2,000円で、前年度173万1,000円の赤字でございましたから、これから一転、415万4,000円の黒字になりました。また、資本的収支では、第5期拡張事業（中井浄水場）開始に伴う2,190万円の企業債借入れを行い、収入6,399万円に対して支出は1億3,104万2,000円となり、差し引き6,704万3,000円の不足額が生じ、これを過年度分の損益勘定留保資金等の補填財源で措置されております。

今年度決算に影響を及ぼした事項を考えてみますと、中井浄水場工事開始が関係していると見ます。すなわち収益的収支では、資本的収支に移された職員1名分の人件費が費用減になっています。それから、中井浄水場工事費が建設仮勘定として、まだ減価償却に未計上であることも利益押し上げに作用したとも見ています。一方、資本的収支では、支出で人件費増が逆にあったわけですが、工事費増、企業債償還金の増がありましたものの、収入で企業債借入金と国庫補助金が新たに計上されています。したがって、差し引き不足額は前年度よりも880万円ばかり減少しました。

なお、企業債の年度末残高は、前年度比で1,000万円ばかり減っております。

水道事業の課題について申し上げます。

今年度の水道事業収益的収支は、黒字化しているが、前述したように実態的な好転要素はなく、今後とも人口減や節水型機器の普及による給水量の減少があつて、収益は厳しさを増すと想定しております。ちなみに平成21年度をベースとした年間総配水量は毎年二、三万立米が減少しています。給水収益では3年間で1,000万円余減少しております。

一方、費用面の低減努力は継続されていると見ております。分散型設備の低稼働率が一つの原因、弱点といえますか、ありますので、この改善をするために原価比較によって最適稼働率ができないかということも検討されましたけれども、妙策は見つからないまま、秩父用水路の施設老朽化懸念が依然として残されている状況であります。

こうした中、平成26年度予算・決算から民間企業会計の考え方を一部取り入れた「新地方公営企業会計制度」の導入が義務づけられております。これには基本的には水道料金でこの企業は賄うというのが建前でございますから、独立採算的な思想が織り込まれているわけです。公営企業の実態が、より明確に表現されるのだらうなというふうに見ております。本町においても、これに対応する、今努力というか、作業をしているところでございます。

それと同時に、秩父地域の水道広域化構想も聞いておりますので、これを含めて横瀬町の水道事業の将来のあるべき姿、これをぜひ展望するよう要望したいというふうに思います。

以上で平成24年度決算に関する審査意見書の説明を終わらせていただきます。審査にご協力いただきました執行部の関係各位には感謝申し上げます。長時間ご静聴ありがとうございました。

○**関根 修議長** 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。

ここで、お諮りいたします。これからの審査方法でございますが、前例に倣い休憩をし、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後再開いたしまして質疑に移りたいと思いますが、そのような方法でござい異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時03分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎延会の宣告

○関根 修議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

延会 午後 4時03分

平成25年第6回横瀬町議会定例会 第2日

平成25年9月11日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定についての質疑、討論、採決

1、議案第46号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○**関根 修議長** 皆さん、おはようございます。引き続きご苦労さまでございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 議事につきましては、昨日認定第1号から第6号まで一括上程し、監査委員による決算審査に係る監査報告が終了し、その後に関係書類を確認していただいたところでございます。

引き続き、ご審議をお願いいたします。

これより認定案件に係る質疑に入りたいと思います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 大きく分けて4点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目、これは直接意見書にかかわることではないので、ちょっと外れてしまっているかなという気がするのですが、監査役さんのご判断にお任せいたします。まず一つ、消費税について、ご存じのように、今8%になるかどうかというような話が持ち上がっているわけですが、仮にこれが8%に来年あたりからなった場合に、町の財政の影響についてどのようにお考えかということが1点。

それから、2点目が、行財政改革についてなのですが、ちょっと全般的に見て行政あるいは財政の改革という文字がどうも余り見当たらないような気がしたのですが、まず1点は、行財政改革推進の現状。というのは、合併しないで独自の道を歩むということになって以来、行財政改革が非常に強力で押し進められてきたわけなのですが、このところちょっと、意見書ではその辺の文字に触れていないなという気がしたので、その辺に対する感想がどうかということ。それから、それに関して、もし今後の行財政改革推進に対して、その方向性とか着眼点等についてどのようにお考えかということ。

それから、大きく分けて3つ目なのですが、新地方公営企業会計制度についてなのですが、まず1つが28ページの3段目、4段目、5段目のところに、やがて新地方公営企業会計制度の導入の動きに対応するための固定資産台帳の整備を進めておくことが望ましいというふうに書かれております。これについてももう少し具体的に説明していただくとありがたいのですが、お願いいたします。

それから、同じくその会計制度について、33ページの水道事業の課題について、ここに平成26年度予算決算から民間企業会計の一部を取り入れた新地方公営企業会計制度の導入が義務づけられている。これに

は、独立採算制の思想が織り込まれているとありますが、このことは水道の3条、4条、今分かれて書かれていますけれども、この3条、4条というのは1つになるのか。そして、その収支状況の表示方法、これはやっぱり変わってくるのかどうか、その辺のところです。

それから、最後の4つ目なのですが、不納欠損額についてなのですけれども、今回の決算で不納欠損について一般会計では110万円ちょっと、国保会計から132万円ほどが滞納繰り越しから不納欠損処理となっております。さらに、収入未済額の中に滞納繰り越し分がそれぞれに相当な額が入っています。要するに不納欠損の予備軍的なものがあります。これらはいずれ5年という時効で、場合によると不納欠損処理になってしまうおそれがあるわけです。不納欠損処理防止策、収入未済からの欠損になってしまうことの防止策についてどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○**一柳俊一代表監査委員** おはようございます。ただいま11番の議員さんから4つの質問をいただきました。中には、私が答えていいのかなというような部分もございますけれども、意見書に基づいてということでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、消費税増税の町政への影響ということでございますが、ご承知のとおり、現行消費税5%、この内訳は消費税が4%で、地方消費税が1%、これが合わさったものでございます。地方消費税というのは、地方消費税交付金という形で地方に回ってきております。歳入の中に費目にそれがあられるわけです。それから、もう一方の消費税の4%の中身の29.5%、平成25年度予算で言うと、国の予算で言うと3兆円ぐらいになるかと思っておりますけれども、それは地方交付税の中に含まれて地方に回ってきている。こういう構図でございます。それを前提に考えますと、増税後8%になったときは、地方消費税の1%は1.7ぐらいになるわけです。これは地方に回ってくるということになります。

それから、実はこの地方交付税を算定するときに基準財政収入額というのがベースになりますね。それと、基準財政需要額ですね。その差引きが地方交付税になるわけですが、この地方消費税、1.7%の中に地方消費税というものがこの基準財政収入額に含まれているわけです。これがふえると、今までの算定でいくと交付税は減ってしまうということになってしまうわけです。そういうことなので、私はどういうシステムというか、どういう形になっているかという把握はしておりません。私自身が考えるのは、それはそれで交付税のあり方というのが見直されるのではないかと、算定の方法が変わるのではないかと、うふうに考えております。

それで、法律では、この消費税を上げるときの法律を見ますと、消費税収入の使途は社会保障4経費に充てるというふうになっているのです。4経費というのは年金、医療、介護、少子対策に限ると、こうなっているわけです。それから、注記がありまして、地方消費税収入、この引き上げ分、それと消費税収入にかかわる地方交付税分は社会保障施策費用に充てると、こう書いてあるわけです。ですから、このまま減るということはちょっとないのかなと。結論的には、目的化された特例交付金というような形で来るのではないかなというふうに私は考えます。いずれにしても、町政に対しては歳入増の方向になるのではな

いかというふうに考えます。正確には把握しておりませんので、もしあれでしたら執行部にお確かめをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、町政に影響はあるかというふうに問われますと、そのときのいわゆる経済情勢がどうなっているかという問題があります。万が一増税で企業経営が厳しくなるような経済環境だったとすれば、それは町民税に影響が出てくるというふうには思います。そういうことで、消費税の関連はそういうお答えにさせていただきます。

それから、2つ目が行政改革の関連です。これも私の感じだけで回答させていただきますが、どこにも書いていないというご指摘がございました。私は、総括の一番下のところに、21ページでございませうか、一層の改革と財政基盤の強化を図りと、こう書きました。一層の改革の中には行政改革も当然含まれているつもりでございますから、ご理解いただきたいと思っております。

実は、行政改革については総務省のデータ、調査データがございまして、全国の市町村にあなたの自治体は行政改革に取り組んでいますかと、方針ありますか、あるいは計画ありますかという調査をやっているのですね、毎年。それを見ますと、80%は行政改革に関する何らかの方針計画がありますという調査結果です。それで、その中で重点度の高い取り組みは3つございまして、1番目が歳出削減と歳入増です。歳入増対策ですね。それから、2つ目が職員数を初めとする定数管理、3つ目が事務事業の見直しと、これが全国の平均とすると3つの重大3点ということになっております。

横瀬町につきましては、過去合併しないという選択によりまして、平成19年から平成20年にかけて生き残りをかけた広範な行政改革を断行したというふうに理解をしております。現在は、その効果で今日はあるのだというふうに考えます。それをベースにして、現在は総合振興計画あるいは財政計画というものが策定されています。それから、それを行政評価書あるいは事業仕分け、こういうようなものでチェックしているのではないだろうかというふうに理解しています。また、この執行を担う人事面についても、目標管理に基づく人事制度というのが当時つくられまして、それが職員の活性化に役立っているのではないかとというふうに理解をしております。感じとしてはそういうことであります。時代に適応した行政改革というものが進めるという頭は当然ベースにあると思っております。

それで、今後の方向性についてご質問ありました。2つぐらいの視点からちょっとお話をしたいのですが、当時そういう形で行政改革でつくられたいわゆる関連の諸制度があるわけですけれども、これは時を経て現状の情勢変化の激しい時を経て、現状の状況にフィットしているのだろうかという効果を含めて、その機能をチェックする再点検すべき時期に来ているのではないかなということが1つです。これは、やっぱり点検すべきだろうというふうに思います。

もう一つは、行政改革、行革という言葉を知ると、どうしても歳出削減に目が向いてしまうのです。これで終わりではないのです。これは最低限必要なことですが、限界があります。そこで、この歳出削減以上に重要なのが歳入増対策なのだろうと私は考えます。いわゆる増収増というものは税務課に任せておけば事足りるというものの性格ではないわけです。当町にも経営という名のセクションがございませう。経営というやっぱり感覚がこの庁にはあるのだと思っております。私も企業人でしたから、この経営という感覚で物を見るわけですけれども、歳入すなわち経営でいうと売上高なのです。経営という、この売上高がベースなのです。そういう意味で非常に大事だというふうに思います。

その観点から申し上げますと、横瀬の持っているいわゆる経営資源というものを最大限にどうやって生かすかという、産業をどうやって振興させるかということに尽きるのだらうと思います。観光も大きな柱ではございますけれども、もう一つさらに物づくり面で何か主張できるものが生み出せないかと。そういう生み出してほしいなという感じはいつも持っております。将来の歳入増につながる施策とか事業の芽、これはやっぱりみんなで探して、そして挑戦して、これを育てていくという、そういうマインドが、アクティブなマインドが必要なのだというふうに思います。発想というか、職場風土の醸成といいますか、そういうものはぜひ考えていってもらえればありがたいなというふうに思います。

それから、3つ目が新地方公営企業会計制度についてです。これは、今の会計制度は現金主義です。現金主義です。これを発生主義あるいは複式簿記に変えていこうというのが新しい考え方でございます。具体的には、公表できる財務諸表を4つつくりなさいということになっております。それは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、当然キャッシュフローもあるわけです。そういうものをつくりなさいと。それで、公表しなさいということになっているわけです。これは大変なこと、いわゆる一般の企業の評価されるのはこういうものですから、そういうふうになっている。それは、そのためにはこれ資産の時価評価という考え方、あるいは減価償却という考え方が入ってくるわけです。今は買ったときの値段そのままになっているわけですね。本当の資産実力ではないわけです。それを現状に合わせた原価、時価で評価しようと、こういうことでございます。そういうことでございますので、この資産の再評価というのは大変な作業になってしまうのですね。ですから、固定資産台帳の整備が望ましいというのは、そういう意味で書きました。

このモデルは、基準モデルというのと、それから総務省モデルというのと2つあるのです。どっちでもいいのですが、若干違うのです。もともとは平成十七、八年ごろに行政改革法といういろんな議論があって、いろんな審議会ができた。そこでこういう提案が出てきて、それが実際に今そういう動きになっていると。現在は大きいところ、当時は3年までに大きいところはそれをちゃんと整備しなさいと。中小というか、町村は5年計画までにと、こういう話だったのです。もうずっと過ぎていきますけれども。今できているのは、東京都とか大阪とか、新潟県とか、あるいは愛知も最近入ってきましたけれども、そういう大きいところはそういう準備というか、もう整って、公開になっているわけです。石原知事がよくこれを記者会見の中で話していましたけれども、そういうことでございます。やがてやっぱりこういう評価というか、こういう形式になっていくのだらうなと。横瀬町のクラスでもそういうことになるのではないかなというふうに思いますので、今から頭に置いて準備をされたらいいのではないかと、こういう意味で申し上げます。

それから、もう一つの公営企業のほうです。これは、平成26年から義務づけられておまして、今横瀬町は水道事業だけですけれども、上下水道課では準備をしていると思います。変更点は、まず資本制度の見直しというものがございまして、借入資本金制度は廃止されます。これは、例えば企業債なんか資本の部に今入っていますけれども、これは負債の部に移せと、こういうことです。どうせ返さなければならぬのだから、これは資本ではないという考え方です。それから、みなし償却の廃止とか、それから退職給付金の計上義務づけと、引き当てしなければならぬという義務づけされます。それから、キャッシュフローをつくりなさいとか、さっきの話と大体似ているのですけれども、そういうほうでこっちが先行して

いるということでございます。それで、3、4条の話が出ましたけれども、3、4条とか収支計算の形式は変わりません。問題は、大きく変わるのは貸借対照表なのです。貸借対照表がこういうふうになったときに、それを受けてこの収支のほうの決算上、どういう影響が出てくるかということを見ていく必要がある。平成26年度からですから、今度の平成26年度の新しい予算計上時はこの形になって出されるはずでございます。

それから、最後に不納欠損、これは大変悩ましい話でございます。私どもも監査をしていて、非常に悩ましい。それから、それ以上に当事者は大変悩んでいることだろうと思います。どこでもそうでございます。5年というその期限があるのですけれども、ないものもあるのです。水道事業なんかはないわけですから。一つ思うのは、一度全庁でタッグを組んで、方針を決めて、掃除をするというのを1つ方法ではないかなと。ルールを決めてね。あるいは、外部から招聘してお願いをするというのがありますけれども。そういうことを白岡町、今市になりました。白岡町はそれを数年前に1回やりました。それはいわゆる税収増対策ということでチームを組んでやった。それで、成果を出したという報告を聞いていますけれども、一度町としては税務課だけではなくて、関係する部署で考え方をまとめて、ある基準のルールをつくって、一回掃除をするということも必要ではないかなというふうに感じます。

以上でお答えにさせていただきました。終わります。

○**関根 修議長** 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ないようですので、以上で監査委員に対する質疑を終了いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

最初に、一般会計の歳入歳出決算全般についてお願いいたします。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** それでは、数点お聞きいたします。

まず、ページが21ページなのですが、今監査委員さんからもお話がありましたけれども、町営住宅のこの使用料で、調定額に対して収入未済額が16%が未納になっております。毎年この調定額というのが少なくなっておりますので、その関係での未済額のパーセントが多くなっているのかと思いますが、平成23年度に96万6,000円で町営住宅に対する建設検討住宅調査を実施しております。平成24年度、それから今年度、平成25年度もその後の進捗というものが聞いていないのですけれども、それらもあわせてひとつお考えを教えてくださいたいと思います。

それから、59ページになります。59ページで財政調整基金なのですが、基金積立金が1億7,000万円本年度ありました。総額の基金積立金は7億8,000万円になっております。この金額は、私の感覚からすればちょっと多くないのかなというふうな感じがしております。決算審査意見書のほうにもありましたけれども、私は振興計画の重点施策が平成22年度が9.1%、平成23年度が8.3%、平成24年度が3.4%の1.1億円でしたというふうな記載がありました。例えば10%以内で使っても、30億円として3億円程度の事業実施が考えられるとすると、もう少し町民に対して活性化されたお金の使い方ができるのではないかなという

ことでお聞きいたします。

あと、全体なのですが、よろしいでしょうか。

○**関根 修議長** はい、どうぞ。

○**4番 大野伸恵議員** 全体で、これ決算書見まして、非常勤の職員と臨時職の職員が合計で5,000万円ほどあるように私には思いました。非常勤と臨時職の考え方はどういうふうにかけて、役場のほうではされているのか。特に保育所等は非常勤が多いので、何か目的があって非常勤の職員を多くしているのか。または、その関係で運営上の問題はないのでしょうかということです。

以上、お願いいたします。

○**関根 修議長** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○**関根 修議長** 再開いたします。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 申しわけありません。お願いします。21ページです。町営住宅の使用料です。

調定額に対して16%が収入未済額になっております。滞納分も63万4,000円と同じような額が出ています。これは入ったということなので、ちょっとあれなのですが、収入未済額が88万7,800円に対してです。調定額が毎年変わっておりますので、その関係でその16%という収入未済額が多くなるのかなというふうには私も思ったのですけれども、平成23年度に町営住宅建設検討住宅調査というものを96万6,000円で実施しておりますので、その後平成24年度、平成25年度、どのようなお考えになったのか、あわせてお聞きしたいと思います。

以上でよろしくお願いします。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 4番、大野議員さんのご質問でございます。

これ質問の内容が、未済額が今88万7,800円あって、かなり高額になっておるのですけれども、そういった内容。どうした理由でこういうような形になっているかということと、あとは平成23年度に建設に対して調査を、町営住宅の将来的な建設等を含めた調査を行ったけれども、その結果を踏まえて、今後どのような形で町営住宅を考えていくかということでよろしいわけだと思っておりますけれども、そのことについてちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今ご指摘いただきました88万7,800円という滞納額でございますけれども、これは現年度の平成24年度が69万2,800円になります。そして、平成23年度以前の繰り越してきた過年度滞納額が19万5,000円ということで88万7,800円になっておるわけですが、この額のある程度大半と言ったら語弊があるのですけれども、本当に数名の方の滞納なのです。ですから、そういった方々がかかなり高額な滞納をして

いるということでございまして、その人たちに収納していただくというようなことをこれからどういう対策を考えるかというのが大事なことだと思っております。今現在は、ご存じのように、督促状を出して、その後訪問したり、電話連絡等をして催促をするわけなのですが、そういった人に対して納めてくれる人がほとんどですけれども、そうでない場合には、最近ですと、ことしの8月にまたやったのですけれども、どうしても応じてもらえない人には誓約書というのを書いてもらいます。町のほうに来ていただいて、役場のほうに来ていただいて、誓約書を書いていただき、納付計画を立てていただくのですけれども、その納付計画にのっとって必ず払っていただくというような形で誓約書を書いていただくのですが、そういった誓約書を書いていただいて、町としてもそういう方法で努力をしている結果かどうかはちょっとわかりませんが、先ほど大野議員さんが言われましたように、滞納繰り越し分として63万4,300円入っているのです。この金額というのは、そういった誓約書等で必ず払ってくださいよと、それができれば古いほうから順々に払ってくださいということで入れていただいているので、こういう金額が滞納額としてまとまって入っているという状況であります。それだけでは不十分だと思うのですけれども、今後も例えばこれは町営住宅条例になりますけれども、42条に明文化されているのですけれども、滞納等がたまった場合に退去ですか、そういったことも踏まえて法的措置も講じられるのだよというようなこともありますので、そういったことも多額の滞納者にはお話をし、ご理解いただいて、払っていただくように説明をしているわけでございます。今後もまたそういうことは続けていこうと思っておりますけれども、いずれにしてもこれを少しでも減らすような努力はしていきたいと思っております。

それと、建設調査ということで、これ以前やったということで私も聞いているのですけれども、今の方向性として、これは町として若者向けの住宅、そういったもの。それと、あと高齢者向けの住宅をどういうふうな形でこれから整備していけばいいのかということで、今民間住宅がいっぱい余っているというのはご存じだと思うのですけれども、そういったことも踏まえまして、検討を進めてみるということで指示をいただいておりますので、そちらのほうも今検討中ということでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは59ページの財政調整基金の関係でのご質問に答弁させていただきます。

財政調整基金でございますが、町税などの歳入が年度によって増減したりする場合、収支が不足することがあります。このような年度間の財源不足に対応するため、財政調整基金を設けております。また、緊急的な財源としても活用することができることになっております。ちょっと古い資料なのですが、平成23年度の近隣の町村の積立額ですが、皆野町が5億6,155万円、長瀬町が4億8,988万円、小鹿野町につきましては12億9,690万円、東秩父につきましては11億6,480万円となっております。大分基金の残高につきましても市町村によってまちまちでございます。今後財政状況等を考えまして、基金について考えていきたいと思っております。

以上です。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 私の方から、非常勤職員等の関係で質問がありましたので、その辺の非常勤職員、臨時職員等のまず初めに勤務形態、時間等のことを説明させていただきまして、その後保育所のほうの現状を説明させていただきたいと思います。

これ町の決まり事がありまして、いわゆる臨時職員というのは勤務時間及び日数の両方が一般職員の4分の3以上という決まりがございます。それと、あと非常勤職員に関しましてはそれが4分の3未満と。そのほかに今任期つき短時間職員というのが保育所にいますけれども、それが1週間に保育所に関しましては31時間で5日間勤務というようなことになっております。ちなみに、一般職員が1日7.75時間で1週間38.75時間で5日間、月から金まで勤務するという形態になっています。

○関根 修議長 保育所長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○町田文利保育所長兼児童館長 それでは、保育所の非常勤についてのご説明をいたします。

保育所については、ご指摘のとおり、非常勤の職員の数が多くなっておりますけれども、これについては保育所のいわゆる保育時間の関係で、例えば朝早くからの児童の受け入れですとか、夕方遅くまでの保育、それからあるいは土曜日の保育といったような部分について、非常勤の職員を雇用して、その部分を補いながら職員の保育時間のローテーションですとか、そういうふうな形で運営をしております。また、非常勤といいましても、保育所の場合は皆さん保育士の資格を持つ専門職でありますので、これによって特に保育運営に支障が出るというようなことはございません。

以上です。

○関根 修議長 他に質疑はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 2点お伺いします。

1点は、不用額についてです。9ページを見ますと、不用額は2億666万5,000円、ということで、先ほど監査委員からの説明もありましたとおり、去年よりは6,000万円ぐらい減っているわけなのですが、一方で58ページの財政調整基金のところ、当初予算3,000万円に対して補正予算で1億4,000万円追加をして入れているということで、この1億4,000万円というのは恐らく余ったから入れているということかなと理解するのですが、とすると不用額2億600万円と1億400万円が実際には使う予定で使わなかったのかなというふうに見えます。これは、合計すると金額が3億4,600万円ということで、トータルの予算現額が35億円弱ですから、1割ぐらいということで、かなり金額が大きいように見えます。ここの部分の評価ですね、執行部としてこれは多過ぎるのか、少な過ぎるのか、適正なのか、あるいはどうしてこういう数字になるのかというところをご説明いただきたいというのが1点。

もう一つが、時間外勤務手当についてなのですが、これは各科目ごとで計上されているので、でこぼこはいろいろあって、見るとそんなに極端な数字は出ていないのですが、ただ日本の企業だっけの常でサービス残業というのはどこでも実体的にはあるケースが多いという中で、この時間外勤務手当というのが実態を反映しているのかどうかという見解と、気になるのは特定の個人のところに過度な負担が集中しているというケースはあるとすると少しよくないと思いますので、そういったことがないかどうかということ

ころを確認させてください。

以上、2点です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 不用額のお話ですが、前から不用額には恐れるなということで職員には言っております。

例えば予算があるから使ってしまうとかということのないようにということで、例えば入札差金が出たら、それを、ではこっちもやるか、あっちもやるかということではなくて、入札差金が出たら、その差金についてはまた新規予算を立てて議会に諮る等の対策を立ててからまた使いなさいということで、今そういう考え方で執行するようということではふだんから言っております。

もう一つは、枠どり予算がありまして、例えば枠をとっておいて、需要に応じて出すという予算があります。そういった予算については、その枠のとり方をなるべくしっかりするようということ、財政のほうでチェックするとき過去何年間の支出額、そういったものを参考にしながら、過度な枠どりをしないようということ、今お願いをしています。そういったことで、不用額はせつかくの1年間の予算の枠でありますので、有効に使いたいということもありますが、そういった実際無駄遣いをするしないというものありまして、その調整の中でだんだん少なくなっていければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 時間外手当のほうの答弁をさせていただきます。

条例のときの改正のときにちょっと4月から8月の残業時間等を答えさせていただきましたけれども、実際にはなかなかやっぱり人事異動等がありますと時間外がどうしてもふえている時期が出てしまうということが現実あります。それで、サービス残業ですか、そういうのがあるか、実態を反映されているかどうかという質問でございましたけれども、これはやっぱり残業したときには残業の報告をしているものと総務課としては理解していますが、もしそういうことがあるとすると、報告していないとすると、本来は時間外勤務をすることも時には必要かもしれませんが、やはり職員が休むということも、これが一番基本でありますので、例えば日曜日、土曜日なんかを出てきて仕事をしていただいたときには、それを振りかえて休んでいただくというような制度をとっておりますので、実際にはサービス残業がないようにしていければと思います。

それと、特定個人に負担が偏っていないかということも先ほどちょっと申しましたけれども、やはり4月、5月、異動時期になりますと、どうしてもやっぱりなれていないということなどがありまして、そのときに残業がふえるという実態があると思いますけれども、この辺はなかなか覚えるまでは職員も大変なので、どうしてもそのときに残業が偏ってしまうということが発生すると思いますので、その辺もなるべく課で協力していただきまして、早目に解消していただければいいなというふうに感じております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 先ほどの答弁に対して、ちょっとまた質問したいのですけれども、21ページの町営住宅の関係なのですが、未収のほうについてはご努力いただいていることで、大変感謝しております。私としては町民の公平性というものを重視したいと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

そして、町営住宅の建設調査の関係なのですが、その結果というのは現在の横瀬町ではこの町営住宅は必要ではないのではないかというのが、必要ではない、その方向に進まないほうが良いという結果が最終ページに書いてあったと思うのですが、まだまだ検討を続けているところなのでしょうか、お願いいたします。

それから、59ページで積立金の基金積立金の額を教えてくださいました。多額のところは目的を持った積立金があるのでしょうか。それはそれでいいのですけれども、私は監査委員さんご指摘あったのですけれども、将来の財政基盤を強化するということがとても大切だということでお話がありましたので、お金、例えば3億円を使っても、またそれが将来に、横瀬町に戻ってくるような使い方があると思うのです。例えば私は観光のことしか考えられないので、駅前の整備などかに入ると、町の地域の価値が上がるわけです。そして、地域価値が上がると、例えば人も来るし、住宅をつくる人もふえるというふうなことで、固定資産税が増額するみたいな、お金を使うけれども、また戻ってくる政策にちょっと積極的に取り組んでいただければいいかなと思っております。また、長寿命化の橋はされましたけれども、今後施設のファシリティーマネジメントで、小学校、中学校とか、芦ヶ久保小学校とか、いろいろと諸施設をまとめたり、長くもたせたりするようなことにも、それも今後にかかわってくることで、そういうところにも少し手を入れてお金を使っていればいいのかというふうに思っているのですが、それどうでしょうか。

それから、全体の関係で非常勤の関係なのですが、これは本当に人件費という関係になりますので、財政の場合すぐ人件費を削れみたいな話があるのですけれども、横瀬町の場合は平成24年度が20.7%で、町村計の21.3%よりも若干少ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。横瀬町は人口規模、それから財政規模は小さな団体ですので、大きな団体から比べますと小さな団体のほうが非効率になるにもかかわらず、この人件費というものが20.7%で行われているということは、本当に職員の方々が努力されているということだと思います。人件費を削るのは簡単なのですが、今回私この質問をするについて考えてみたのですが、人件費というのは限りなくプラスを生む費用だと思っております。例えば机は机以上の働きはしないのですが、職員の人件費は1にも2にも3にも、2倍にも3倍にもなる。能力を発揮していただければ、本当に町の行政にプラスになる金額だと思っておりますので、そういう意味も含めて人件費を単純に減らすということではなくて、臨時職員、任期付きの職員、同じ仕事をしていても、職員と同じ仕事をしていても自分の給料は少ないとかということは、やっぱり同じ労働者として大変ですし、1人を雇用するということは、本当に将来にわたって大変なことだと思うのですけれども、この人件費の費用をより能力をいっぱい出していただければ、よりプラスに生きていくと思っておりますので、その点も踏まえて、また近ごろ今議会で地方自治体の自立ということでいろいろな権限が移譲になってくると思います。それらにあわせてマイナスにすることがいいのではなくて、プラスにして、なお一層行政の力をつけるという、人はもう財産だというふうな形で思っておりますので、その点をあわせてどういうお考えなのか、教えてくださいたいと思

います。

それから、先ほどどこで言えばいいのかわからないので、ずっと予算のときとか考えていたのですけれども、この決算書を見ましても、113ページなのですが、林業費が623万円です。横瀬町の予算で。全体の0.2%弱という数字になっております。町の面積の約80%以上が山林というこの町において、町の山林を考えた場合、この整備がされているというふうには私にはちょっと見えませんので、この林業費に対する全体の金額がどのようなものであるのか、執行部としてはどのように考えているのか、お知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** これは、4番、大野議員さんの再質問になるのかなと思うのですけれども、建設の関係なのですけれども、建設は行わないということで書かれたということでお話を今いただきましたけれども、新たな建設というものに対していろいろと検討する必要があるというような形で思っているのだと思えます。というのは、なぜかという、民間住宅等今かなり空き部屋があります。私ちょっと前、本で読んだのですけれども、日本の全国の中で空き家が670万戸以上あるということで書かれていました。その中に一戸建てが二百数十万戸ということですから、400万戸以上はそういうアパート等みたいなものが空き家になっているということなのです。ということになると、そういうところを活用しないとかかなりもったいない面があります。だから、そういうところも踏まえて、ただ建設だけでなく、そういうものも加味して考えていったらどうかなというので、今多方面で考えているという状況であります。

以上でございます。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 今人件費あるいは財政調整基金、もっといろいろ将来のために投資して活用したほうがいいのではないかというご質問の趣旨だと思います。今お金があるから、あるいは人件費にもっと投資しろという意見があると思いますが、今ちょうどいろいろな面でぎりぎりなところで確かにやっているところがあります。人件費もあと少しふえれば、もっといろんなことが検討できるのにという思いはいつもありますが、この限られた資源というとおかしいのですけれども、限られた資源の中でどうやっていくかということも必要だと思います。裏を返すと、放漫財政ということになったり、人件費もいっぱい使っていると、それは行政改革が進んでいないということになって、また同じことでやっても、違うほうから見ればまた批判が出ると思います。そういった中でぎりぎりの中でどうしていくかというところを町長を初め我々はやっていかななくてはいけないというふうに思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** ただいまのご質問の林業費の関係でございますが、なぜ減ったかというような関係だと思います。振興課の関係に関しましては、森林組合の関係が主な仕事になっておると思いますが、森林

組合のほうでは補助金を出しております。

森林組合につきましては、平成22年度に事務のほうを独立していただきまして、活性化センターのほうに事務所を置いております。それで、森林組合の主な事業ということになってくるわけですが、間伐や下刈り、除伐とか、そのような業務があるわけでございます。その事業に関しまして、現在は補助金の申請、こちらにつきましては直接県の、こちらですと秩父の農林振興センターになります。そちらのほうに事業の申請をいたしますので、私どものほうの予算というのはその関係から減っているというような状況でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

再開は11時10分をお願いしたいと思います。休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般会計決算に対する質疑を終了いたしました。

続きまして、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移りますが、一般会計におきまして質疑漏れがございましたら、全会計の質疑終了後に再度の質疑の時間を設けますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 32ページの基金積立金なのですが、補正予算で介護給付費準備基金積立金2,469万円があるのですが、これがそのまま不用額になっているところ、経緯を説明していただきたいと思います。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 お答えいたします。

基金積立金でございますけれども、補正で基金積立金を補正したわけですが、積み立てを行わなかった理由でございますけれども、1つは事業の展開を見ていた、その様子というのですか、それを見ておりまして、それで本当大変申しわけないのですが、この基金積み立てにつきましては会計の決算時期、出納整理期間がなく、3月中に実施しなければいけなかったわけなのですが、出納整理期間になって大丈夫だということで積み立てようと思いましたが、時期がおくれてしまって、積み立てをすることができなかったということで、積み立てをすることができませんでした。大変申しわけありませんでした。

以上です。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 ないようですので、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、水道事業利益の処分及び決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

以上で水道事業利益の処分及び決算に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の6案件に対して質疑漏れがございましたらお願いいたします。

なお、全体的な質疑もここで受け付けます。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたしました。

続きまして、討論に移ります。

まず、原案に反対する者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 次に、原案に賛成する者の発言を許可いたします。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定1号から6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

我が国の経済は、昨年末の政権交代で発足した第2次安倍内閣が掲げた経済政策により、行き過ぎた円高は修正され、景気や企業収益を底上げし、株価回復の動きも見えてきました。埼玉県発表の経済の概況を見ても、下げどまりの兆しが見られるから、持ち直しの動きが見られるに好転しております。しかしながら、海外景気の下振れ、エネルギー価格の上昇等のリスクも懸念され、依然として厳しい状況下にあると考えられます。雇用情勢もなかなか改善せず、地方財政は引き続き厳しい状況下にあります。

このような状況下において、財政の健全性の確保に努め、「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に向かって編成された平成24年度の予算が、各事業に対し十分配慮され、執行に努力されていることに経緯をあらわす次第であります。

平成24年度の決算状況を見ると、一般会計において歳入歳出ともに前年度決算を下回り、歳入においては自動車取得税交付金等の増税があったものの2.5%減、歳出においては0.8%の減となっておりますが、歳入歳出差し引きは黒字となっております。厳しい財政の中、コミュニティバス実証運行、防犯灯LED化、音楽によるまちづくり事業等、きずな、希望、魅力の各テーマに沿った事業が確実に実施されており、健全で効率的な予算の執行が認められ、今後の成果が期待できるものであります。

主要財務比率においては、財政力指数の3カ年平均値が0.552と年々悪化傾向にあることは注意が必要ですが、実質公債費比率に改善が見られ、財政健全化判断比率も問題なく、横瀬町の財政健全性は保たれていると認められます。

特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道特別会計とも住民の皆様との協力と理解を得ながら、安定した成果をおさめたものと感じられました。水道事業会計においては、利用者減少による収入減、設備稼働率、老朽化等、多くの問題を抱えながらも、表面上黒字となっております。進むべき方向性も明確になりつつあり、今後の展開が期待されます。

以上のことから、限られた財源の中、各会計とも総じて良好に財政運営が執行されていると評価し、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛同をお願いいたします。

○関根 修議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 以上で討論を終了いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決で行います。

日程第1、認定第1号 平成24年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、採決いたします。

日程第2、認定第2号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、認定第3号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第4号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第5号 平成24年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第6号 平成24年度横瀬町水道事業利益の処分及び決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第7、議案第46号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第7、議案第46号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について行うものです。この補正予算につきましては、引き続き町の総合振興計画に基づき必要な事業展開を図るため、財政状況を踏まえ、国等の補助金制度を有効に活用し、適切な財源確保に努めるとともに、効果的な予算配分を考慮し、計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ5,321万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億7,616万円とするものであります。

以下、歳入歳出補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳出ですが、今年度の職員人事異動等、また給料の臨時特例に関する条例に伴い、各費目全般にわたり人件費を調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。なお、特例条例による人件費の減額分につきましては、福島県川内村へのお見舞い金と消防自動車管理費の財源として活用いたします。

財務会計管理事業の経費や町税の還付金を増額計上いたしました。

また、子ども・子育て支援事業計画策定のための調査費用を、衛生費では保健衛生一般事務費の経費を、大人の風疹に対する予防接種に係る補助金を計上いたしました。

特に商工費では、緊急雇用創出基金事業を活用して観光の推進を図り、農山村地域資源や農産物の活用を推進する事業の経費を、また西武秩父線の利用促進を図るため登山・ハイキング客誘客推進事業の経費を計上いたしました。

さらに、安心安全なまちづくりを推進するため、町道の防災安全対策工事や耐震性貯水槽の新設など、消防施設整備事業の経費を計上し、社会資本整備総合交付金の交付決定により減額計上いたしました。

また、小学校や中学校の施設整備のための経費を計上いたしました。

そのほか国の補助金を活用し、翌年度に事業を行うため、老朽化している役場庁舎や町民会館の空調設備を改修するための設計費を計上し、予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入ですが、地方交付税及び社会資本整備総合交付金につきましては、それぞれ交付額が決定したことによりまして増額または減額計上したものであります。

また、健康増進事業及び緊急雇用創出基金市町村事業に係る県補助金を増額計上いたしました。

次に、前年度決算に基づく各特別会計繰入金及び繰越金を増額計上し、繰入金は減額計上いたしました。そのほか諸収入を増額計上し、町債は起債限度額の変更があり、減額いたしました。

続いて、債務負担行為であります。第2表に掲げてあります事業費につきまして、現年度中に次年度事業の契約行為が発生するため、定めるものであります。

続きまして、地方債の補正であります。起債限度額の変更に伴い、第3表のとおり、起債の限度額等を変更するものであります。

以上、平成25年度一般会計補正予算の主な内容を申し上げますが、細部につきましては各担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時46分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はありますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 2点教えてください。

15ページ、寄附金の100万円なのですが、横瀬町が川内村と県のほうから言われたということなのですが、秩父郡のほかの町村を教えていただければいいと思います。

それから、この100万円をどのように川内村のほうにお届けするのか。郵送するのか、持っていくのかということをお願いしたいと思います。

それから、24ページなのですが、商工費です。登山・ハイキング誘客推進事業なのですが、これは武甲山が入っていますか。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 川内村への寄附金の答弁をさせていただきます。

これ、まだはっきり決まったわけではございませんけれども、よこぜまつりにもし来ていただけるようなら、そこで渡すような催しをしたいということでございます。また、それがだめな場合には現地まで行くというようなことになると思います。

以上です。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** ただいまのご質問でございますが、登山・ハイキング客誘客推進事業につきまして、こちらにつきましては登山者向けのガイドマップ等を作成いたします。当然武甲山も入ってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 先ほどの埼玉県と福島県の協定の関係ですけれども、他市町村が、例えば秩父市がどこだというのはちょっと把握しておりません。

○関根 修議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 先ほどの寄附金の関係なのですが、川内村は今放射能の関係で大変な地域だと思っています。ですから、私はもしだったらば、町の税金ですので、持って行っていただくときに町の若い職員が行って、現状を見たり、近所の富岡町とか見ていただくと、今後の横瀬町でも地域防災計画で放射性物質等災害対策計画ということもやっておりますので、ぜひ若い人に行ってみてもらいたいと思っているのですが、どうでしょうか。1点お願いします。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 先ほどちょっと答弁させていただきましたが、こちらに来るかもしれませんので、その辺もし向こうへ行くようなときには、そのことをちょっとご参考に行かせていただくということにさせていただきます。

○関根 修議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 同じなのですが、15ページの寄附金の100万円なのですが、100万円の根拠を教えてくださいたいと思います。というのは、寄附金の趣旨自体は賛同いたしますし、できる限りのことはしたいと思うのですけれども、例えば町民の方から募金を集めて100万円集まったら持っていくということだったらわかるのですが、これはいただいている税金から出すということにして、そこからすると金額的には横瀬町の財政規模からするとかなり大きい金額というふうに見えます。という観点で、なぜ100万円かというところをお聞かせください。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えいたします。先ほど補足説明の中で、町長を含めて職員、給料減額支給を3月までさせていただくわけですけれども、それを財源といいますか、させてもらう。それを給料を減額することによって、歳出が減るということでございますので、それを財源ということにさせていただきますが、その合計が340万6,888円という計算が出ております。それで、一応この給料減額に関しましては、やはりこれを減額して町民のためになる防災対策事業に充てたいということで当初から考えておりましたけれども、そのうちの一部、100万円という根拠は特に100万円はこれはこうだというあれはありませんけれども、340万円のうち100万円、残りの分に関しましては一部を財源といたしまして、消防車の受令機の交換をしたいということでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終了いたします。

討論に移ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第46号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

再開は1時です。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前には、議案第46号の採決が終了したところでございます。

会議を続行いたします。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第8、議案第47号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第8、議案第47号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、本年度の前期高齢者納付金等の額が決定したことにより増額計上し、また予測しがたい支出を補うため予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入では、前年度決算に基づき繰越金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ3,232万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ

れ10億5,524万9,000円とするものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の主な内容について申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時04分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。
質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第47号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第48号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いたされました日程第9、議案第48号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算

(第1号)の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、賦課徴収費を増額計上し、前年度決算に基づき国等への償還金及び一般会計への繰出金を増額計上いたしました。

歳入につきましては、諸事業の実施に伴い交付される交付金等についてそれぞれ増額計上し、繰入金を減額計上いたしました。また、前年度決算に基づく繰越金を増額計上いたしました。

これらにより、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ4,233万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1,622万6,000円とするものであります。

以上、介護保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第48号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第49号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いただきました日程第10、議案第49号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回は、歳入歳出ともに前年度決算に基づくものでありまして、歳出では一般会計の繰出金を、歳入では繰越金をそれぞれ増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ53万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,413万円とするものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時14分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたり願います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第49号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第50号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いたされました日程第11、議案第50号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出であります。職員人事異動、また給料の臨時特例に関する条例に伴い、人件費等を減額計上いたしました。

次に、歳入ですが、前年度決算に伴い、一般会計からの繰入金を減額計上し、繰越金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は歳入歳出予算それぞれから30万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,525万3,000円とするものであります。

以上、下水道特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明いただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際にページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第50号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第12、議案第51号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いたされました日程第12、議案第51号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、収益的支出であります。職員の人事異動また給料の臨時特例に関する条例に伴い、人件費等を増額計上いたしました。

また、老朽化等による浄水場内の機器のふぐあいを解消するため、その修繕に要する経費や資産減耗費を増額計上し、料金改定のために委託料や減価償却費等を減額いたしました。

一方、収入ですが、消費税及び地方消費税還付金を増額計上いたしました。

以上、収益的収入及び支出の主な内容について申し上げましたが、今回の補正は収益的収入及び支出予算にそれぞれ44万8,000円を追加し、この予算の総額を収入及び支出それぞれ2億980万7,000円とするものであります。

次に、資本的支出ですが、給料の臨時特例に関する条例に伴い、人件費を減額計上いたしました。

また、生川浄水場と姿見山浄水場を結ぶテレメーターがふぐあいのため改修する経費を計上し、また国道299号より町道への消火栓の布設替えや新設の給水工事に係る経費を増額計上いたしました。

一方、収入については、事業実施に伴う企業債や他会計負担金分担金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は資本的収入に546万5,000円を追加し、資本的収入の予算総額を1億6,652万円とし、資本的支出については1,421万5,000円を増額し、資本的支出の予算総額を2億6,834万7,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億182万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時25分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第51号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○関根 修議長 日程第13、議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第13、議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命についてですが、横瀬町教育委員会委員坂本幸子氏は、平成25年9月30日で任期満了となるため、坂本幸子氏の後任に新たに若林郷子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、若林さんの住所は、横瀬町大字横瀬5470番地1、生年月日は昭和21年11月29日生まれでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号に対する質疑を終結いたします。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第13、議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第14、議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第14、議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結についてでございますが、本工事の請負契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 上程されました議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事の入札につきましては、9月の6日に指名競争入札で実施いたしました。その結果、4,275万円で落札いたしました。工事の施工場所でございますが、横瀬町大字横瀬字11番及び12番地内であります。工期は、契約確定の日から平成26年3月24日まで。請負金額は、消費税及び地方消費税を含み4,488万7,500円でございます。締約の相手方は、秩父市下影森163番地、株式会社齋藤組代表取締役齋藤公志郎でございます。

以上、補足説明を申し上げます。

○関根 修議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第53号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第15、発議第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のた

めの意見書についてを議題といたします。

提出者に本案の説明を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 ただいま議長よりご指名をいただきましたので、上程されました発議第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について、提出者として発言をいたします。

この意見書について、横瀬町議会会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、早期制定を求める請願書の趣旨に基づき、意見書を関係機関に送付したいというものであります。原文を読ませていただきます。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財
源確保のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画が掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月11日

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 関 根 修

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上で提出者としての趣旨説明を終わります。

○関根 修議長 説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 議長よりご指名をいただきましたので、発議案第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について、賛成者として発言をさせていただきます。

この発議案は、当議会が加盟いたします全国森林環境税創設促進議員連盟の陳情の採択に基づき、国などに意見書を提出するものでございます。提出されました意見書は、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるものでございます。森林面積が町の総面積の約83%を占める当町においては、この仕組みが実現された場合のメリットは多大であると思慮いたします。このようなことから、私はこの意見書の提出について賛成するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成者の発言といたします。

○関根 修議長 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、発議第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については、これを原案のとおり決するとともに、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決、決定し、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○**関根 修議長** ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいさせていただきます。

○**関根 修議長** ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○**関根 修議長** 以上で今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これをもって閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、今定例会はこれをもって閉会することと決定いたしました。

以上で平成25年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 関 根 修

副 議 長 内 藤 純 夫

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 赤 岩 森 夫

署 名 議 員 町 田 勇 佐 久